

# 第115回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和6年3月19日(火曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	大西由佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 33 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 8 号）について  
日程第 2. 議案第 34 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 3. 議案第 35 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 4. 議案第 36 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 5. 議案第 37 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）について  
日程第 6. 議案第 38 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 7. 議案第 39 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 8. 議案第 40 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 9. 議案第 41 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 5 号）について  
日程第 10. 報告第 1 号 兵庫県町土地開発公社の事業報告及び決算について  
日程第 11. 議案第 52 号 工事請負契約の変更について(味わいの里三日月改修工事（第 1 期）)  
日程第 12. 議案第 53 号 町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ場）  
日程第 13. 請願第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願  
日程第 14. 請願第 2 号 佐用町における早生樹施業に関する請願
- 

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日も、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

直ちに、日程に入ります。

日程第 1 から日程第 9 までの提案に対する当局の説明は、3 月 4 日に終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

---

日程第 1. 議案第 33 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 8 号）について

議長（小林裕和君） まず、日程第 1、議案第 33 号、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 8 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 4 ページの第 2 表、繰越明許費補正について、総務費から民生費、衛生費とあります。それぞれの内容について、説明を加えてください。

〔税務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） まず、最初の、町税費の部分で説明させていただきます。

これは、森林環境税対応システム改修事業ということです。12 月に補正ということで、計上したんですけれども、森林環境税、要するに、住民税の均等割のほうから 1,000 円を引くという、新しく施行される分なんですけれども、こちらのほうが、国のほうからの資料と、また、説明のほうが、まだ、なかなか出てきておりません。そういう中で、システムの改修のほうも、まだ、ちょっと、進んでおらないという状況であります。

で、住民税のほうから、差し引くということですので、6 月に課税する時には、そこで、システムが、きちりと動くということで、年度内には、ちょっとシステムが完了しないということで、繰越しをさせていただくということです。よろしく申し上げます。以上です。

議長（小林裕和君） 続いて。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） 失礼いたします。

2 番目の戸籍住民登録費、社会保障・税番号制度システム整備事業について、ご説明させていただきます。

これにつきましては、マイナンバーカード及び戸籍住民票等に振り仮名をつけるというのが、法改正で決められておまして、それに伴い、システムの改修を行うものでございますが、これも先ほどと同様、国からの仕様等が遅れまして、遅れましてというのか、まだ、来ていませので、それに伴い、令和 5 年度で補助金申請、事業を行う予定でしたが、それを繰り越すということになってございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） 続いて、民生費。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えします。

続きまして、社会福祉費、地域介護拠点整備事業です。こちらは、祐あいホーム上月に、地域介護拠点整備として、発電機を整備する予定でしたが、昨今の社会情勢の影響により、発電機の調達に影響が出ておまして、年度内の納品が困難となっております。4 月中旬

には納品見込みでありまして、5月末には引き渡しの予定となっております。以上です。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 続きます、民生費、社会福祉費、障がい福祉システム改修事業でございますが、これにつきましては、令和6年度からの障がい者の福祉サービスが、報酬改正がございます。その分のシステム改修ということで、実施してまいりますけれども、今年度、3月末までに、そのシステム改修につきまして、間に合わないということで、繰越しさせていただいて、令和6年度の事業とさせていただきます。

続きます、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、これにつきましては、令和6年の3月31日をもって、これまで実施してきましたコロナウイルスワクチン接種でございますけれども、終了となります。それに伴って、3月分の支払いが4月になりますので、その分の繰越しということになってございます。以上でございます。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

商工費、観光駐車場整備事業でございますけれども、こちらにつきましては、道の駅宿場町ひらふくの隣接しております、観光駐車場を整備する用地代の購入費でございます。

現在、県と事業認定の申請の手続きをしております、まだ、最終的な許可が得ておりませんので、繰り越して、5月ぐらいの予定で購入する予定で、現在、進めております。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 6ページ、土地改良事業等分担金と出てございますけれども、これは、どこの集落の分で、どれぐらいの規模の分をやったわけですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

こちら金屋地区にございます六谷口池の浚渫工事、ため池の土砂撤去の工事に伴う、土量の増とかで、変更で増がありましたので、その分の地元分担金の増ということになって

おります。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） その下の道路橋梁費負担金の町道改良等地元負担金、これはどこの分ですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） はい、お答えします。

これにつきましては、本位田甲の町道三反田戸谷線という町道でして、本位田の集落から、ずっと中国道の下をくぐって、佐用中学校の横の山のほうに、ずっと延びている道なんです。それで、これは3級町道ということで、本来、地元負担金が20%発生するところでしたが、災害によって、崩れているということで、被災町道という認定をいたしまして、地元負担金5%をいただいて、工事を執行したものでございます。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 7 ページ、20 目の土木費国庫補助金…へき地…、ごめんなさい、その下の（教育費国庫補助金）へき地児童生徒援助費等補助金と240万円上がってございませうけれど、この分についての説明をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） はい、お答えいたします。

これは三日月小学校のスクールバスの購入事業の補助金でございます。当初、予定しておりました補助金額から増額になったということで、このたび増額補正をさせていただきました。

議長（小林裕和君） よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歳出もよかったですね。全体ですね。

14 ページ、総務費です。総務費の防犯対策費の中の老朽危険空き家除却支援事業補助金ということで、133 万 2,000 円、国の補助金も、もちろん減額にはなっておりますが、この空き家対策で、当初予算、全額が減額だと思うんですけど、危険空き家の除却事業というのは、どういう進捗状況になっているのか、今回の減額の要因についても、併せて説明をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、諏訪商工振興課長。（後で商工観光課長と訂正あり）

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。老朽危険空き家事業でございますけれども、現在の状況でございますけれども、この令和 5 年度につきましては、当初から国庫補助、また、県補助ですけれども、そういった事業の申請が出るという見込みで上げておりましたけれども、特に、5 年度については、緊急性を呼ぶ空き家で、また、次の手続きが、順調に、特に進まなかったということで、5 年度は落としております。

また、6 年度につきましては、この 5 年度中に、いろいろと申請なり、相談を受けまして、国庫補助、県補助を受ける予定で、6 年度については、申請を上げているというふうな状況でございます。以上です。

議長（小林裕和君） しばらくお待ちください。ただ今、私のほうが、商工振興課長と申しましたけれども、商工観光課長の誤りですので、訂正させていただきます。

ほかに質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほど、お答えいただいた老朽危険空き家除却の関係なんですけれども、その申請に当たって、いろいろ課題があるんでしょうか。地元からは、従来から、徳久ですけれども、通学路に面した空き家が、大変危険な状態にあるということで、再三要望が上がっているかと思うんですけれども、その点は、この空き家除却対策事業のメニューに入らないとか、いろんな事情があるんでしょうか。少し具体的をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

下徳久の物件につきましては、危険な空き家というのが、塀、それから、蔵かと思いません。

この国、県の補助金につきましては、住家が対象ということでございますので、国、県の補助金は該当しないということでございます。

で、そのほかに自主防災の補助金というメニューもございますけれども、それについては、

所有者と協議もしておりますけども、なかなか、それに対して、また、地元の協力も、地元が施工という形になりますけども、そのあたりは、まだ、所有者と十分、話が、なかなか連絡が取れないというふうな状況がありまして、現在、進んでいないというような状況でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。  
ほかに質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 9 ページ、27 目の商工費県補助金の 156 万 2,000 円、がんばろう商店街・お買い物キャンペーン事業の分が減ってございますけれど、これについては、どういう理由ですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

この件につきましては、1,200 万円の事業費がございますけども、購入された方、また、お店で利用された方が、全体として減ったというのが原因でございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 全体で、その分が減ってきたということいいんですか。

はい、それから、その下の農林水産業費委託金の分で、県営地積調査事業委託金、これですね、2,329 万 8,000 円ですか、この分も、ちょっと減になっておりますけれど、この要因については、どんなんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） お答えします。

これにつきましては、当初予定しておりましたところを、予定どおり執行はしているんですけども、年度当初に業者選定の入札をいたします。それによって確定した差額の分を減額させていただいております。

議長（小林裕和君） よろしいですか。  
ほかに質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 18 ページです。民生費、高齢者福祉費の中の養護老人ホーム佐用朝霧園運営助成金 1,225 万 8,000 円について伺います。

当初予算では、指定管理料ということで 200 万円計上されていましたが、これは、今、どんな状況になるのでしょうか。この助成金は、通年、必要になる金額ということで、理解したらいいのでしょうか。その点も含めて、回答願います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えします。

この分は、朝霧園が収入と支出で過不足が生じた場合に、不足が生じた場合に、町が補填するものです。

今回は、原因が 2 つありました。まずは、収入の減です。保護措置費が当初予算では、措置人数を 32 人見込んでおりましたが、実際のところは、平均しますと、ひと月に 29.3 人。2.7 人少なくなっております。それによりまして、約 540 万円のマイナスになっております。

あと、支出面でも、支出の見込みよりも増がありました。令和 5 年度予算は、令和 3 年度実績をもとに算出しておりましたが、値上げなどの影響から不足が生じました。事業費では給食食材費、光熱水費などが約 310 万円の不足。事務費、業務委託料ですとか、消耗品費で約 58 万円の不足。社協の人件費で 240 万円の不足。あと、町職員を社協のほうで管理してもらっているんですけども、その人事の労務負担費っていう分で 125 万円を、ちょっと、当初予算に入れておりませんでしたので、それを合わせて、大きなところでは、支出が約 700 万円の不足となります。

これらのことから、今回の補正をさせてもらっております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） これ 5 年度の補正ですけれど、6 年度の当初予算では、ちょっと、質疑していなかったもので、意識も、ちょっと、今回、改めて見たんですけども、令和 6 年度については、もう当初から、今、言われたような、人件費でありますとか、必ず必要になる経費については、最初から計上されていたということで理解していいのでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） はい、お答えします。

令和6年度予算では、今回のことが起きないように、見積りをしております。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいか。

ほかに質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 19 ページの障害児通所支援事業で 1,997 万 6,000 円減っておりますが、これについては、どんなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

ちょっと、お待ちくださいね。少々お待ちくださいね。

障害児の通所事業でございますが、この件につきましては、利用者実人員は増えておりますが、これまで、かなり延べ人数が非常に多く利用されておりました。その分が、特に、保育所等訪問事業という分なんですけれども、この事業が非常にこれまで多く利用されておりましたけれども、今年度、適正に行われたというふうな形で、それが非常に、今回の減の原因となっているかと思えます。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） そしたら、今まで、ちょっと、余計、多めに見ておったということ。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたします。

この件につきましては、昨年度でございますけれども、非常に多くの方が利用してござっておりました。その中で、ここの部分につきましては、適正な部分を、適正に行うというふうな形で、昨年度精査させていただきまして、事業者とも話をさせていただきました。その中で、一週間に2回、3回と利用されていたところが、この保育所等訪問事業につきましては、週のうち数回して効果が上がる、実績が上がっていくというものではございませんので、それを一週間に1回というふうな形に、適正に行われたというところで、大きいかと思えます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 今のところですけども、前年は、振り返ってみると、適正ではなかったという認識ですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

大変言い方が、混乱させるような言い方をしておりますけれども、昨年度までの実績が、適正ではなかったということではなくって、ここの、非常にこの部分の事業費が、非常に多く上がっていきまして、令和4年度につきましては、ここで非常に何度も補正を、増額補正をさせていただきました。その中で、適正なサービスを行うというふうな形で、ほかの事業に変えていただいたりとか、それから、回数、先ほど、申し上げましたように、この保育所等訪問事業と言いますのは、保育園とか小学校もなんですけれども、学校に対して、適正に指導していくものも含めておりますので、それを週のうち、何度もして、効果が上がるというようなものでもございませんので、これまでと、事業の見直しをしていただきまして、週に1回未満というふうな形でさせていただいているという考え方でございます。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 対象事業数のところが幾つなのかというところと、それから、最小児童、要するに適正にした後の障がい児通所でされている方の対象数ですね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

この保育所等訪問事業、ただ今、申し上げておりますが、このほかに、ここの部分につきましては、児童発達支援センター利用というふうな形で、今、ここで申し上げますと、たんぼぼですとか、親子のがっこうというのがありまして、そこに療育指導を受けに行くというような事業がございます。

そして、ここには4つの事業が現在させていただいておりますけれども、先ほど出ました児童発達支援センターの利用の部分と、それから、先ほど来、申し上げます…、失礼いたしました放課後等デイサービス、これにつきましては、テクノにありますたんぼぼひろばと、つぼみがございます。これにつきましては、障がい児が学校が終わった後利用す

る施設というふうな形になっております。

それから、保育所等訪問事業、これが先ほど来から申し上げている分なんですけれども、これにつきましては、障がい児の保護者の方からの申出によって、保育所あるいは小学校で、どういったふうに関わっていったらいいかというようなことを、施設に対して行うものでございます。それが、1点。

それから、あとは、障がい児の相談支援給付事業ということで、これにつきましては、障がい児のそれぞれの計画をするものでございます。

これ4つの事業がございまして、それぞれ実施させていただいておりますけれども、今現在の人数が27名いらっしゃいます。その中で、27名のうち、2つのもの、2つ、3つ全てを利用されている方という形がありますので、これが27人で42件ございます。それが、月に月々利用されていくというふうな形になってくるのでございますけれども、それが、今現在言っています保育所等訪問事業につきましては、今年度、見込みも入れまして、延べ330人なる予定でございます。

これが昨年度につきましては、倍ぐらいの人数に、延べ人数になっていたかと記憶にございます。以上でございます。

議長（小林裕和君）                   ほかに質疑はございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君）                   平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君）               23 ページです。23 日、歯科衛生費です。在宅訪問診療助成金ということで、14 万円の減額です。当初予算の半分になりました。1 件当たり、これは2 万円を訪問した場合助成するというものなんですけれども、その実態について、どうなのか、伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君）                   木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君）       お答えいたします。

この先ほど、平岡議員もおっしゃったとおりでございますけれども、歯科の訪問事業、寝たきり等の方に対して、一旦健診を行いまして、診療をしていくというものでございますけれども、その一番最初の見極め、健診をするに当たっての助成金を2 万円実施しております。これが、今年度1 件のみでございます。今現在のところ1 件のみでございますので、半額にさせていただいております。

ちなみに、昨年度につきましては、3 件ございました。それが、本年度は1 件ということでございます。以上でございます。

議長（小林裕和君）                   ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君）                   平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歯の健康もそうです。お口の健康ということで、早期発見、早期治療というのが基本だと思います。そういう点で、在宅訪問診療は、歯科保健センターの閉鎖に伴って、新たに町が助成するという制度として、誕生しています。そういう中で、この在宅の人たちの実態というのは、行政として、最初は、6年ほど前になりますけれど、調査しています。その後、いろいろと変化があるかと思うんですけど、早期発見、早期治療という観点から、そういうことを、改めてする必要があるのではないかと、私は、思います。この事業に結びつけていく上でも必要だと思うんですが、そこらへんの考えはどうでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

平岡議員、おっしゃるとおりでございます。早期発見というところにつきましては、非常に大事なところでございます。その中では、従来から申し上げますとおり、特に、ケアマネジャーさんが、在宅のほうを訪問してくださっておりますので、そういったところから、必要な方につきましては、連絡いただくように、お口元気連携票で連絡いただくようになっております。

そして、その連携票に基づいて、歯科衛生士が訪問させていただいて、丁寧に相談に乗らせていただきまして、その中で受診ができるか。それとも、訪問の診療を使われるかというような形で、判断させていただいておりますので、そこにつきましては、従来からの把握というふうな形でさせていただいております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 22 ページ、15 目の予防費の中で、新型コロナウイルスワクチン接種委託料が 2,000 万円から少なくなっております。これについては、どんなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたしました。

この分につきましては、2,000 万円のコロナワクチンの接種委託料でございますけれども、このことにつきましては、令和 5 年度の秋開始接種、今現在、行っている分でございます。これが、3月 31 日までになっておりますけれども、この分が、当初、見込んでいたよりも、非常に接種の人数が数が減っております。ですので、そういったところで、減額というふうな形でさせていただいております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 当初、受けたいと言った人が来なかったという意味。それ減っておるってそれ。金額上げておったけど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） すみません。説明不足でございます。

当初、こちらが予定していた人数、1 回目から接種を開始させてもらって、徐々に減っては来ております。それは、ご承知やと思うんですがございますけれども、非常に、回数で申し上げますと、1 回目、2 回目は1 万 2,500 人余りの方が受けられておりました。ところが、回を重ねるたびに、非常に減ってきております。今現在、7 回目、一番多い方で7 回目を実施しております。その数が 3,500 余りというふうな形で、今現在、数字を拾っておりますので、それを見ただけでも、見込んでいた数、この倍ぐらいを見込んでおりました。実は、秋開始もですね、それが、半分以下の接種となったという要因でございます。

そして、特に、一旦、感染された方につきましては、3 か月以上の間隔をもって接種してくださいというふうな形で申し上げますので、そういった方も多いかと思います。

それと合わせて、接種後の副反応ですね、そういったものが、非常に発熱があったりとか、全身の倦怠感ですとか、そういったものが数日あるという方につきましては、やはり、接種を見合わせられる方も多くなってきておりますので、そういった意味で、今回の減額というふうな形になっております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 19 ページ、扶助費、障害福祉サービス費ですけれども、563 万 8,000 円増えているわけですけれども、内容と増額要因について、ちょっと、教えてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。ちょっと、お待ちくださいね。

563 万 8,000 円の増額分でございますが、この障害福祉サービス費でございます。これにつきましては、内容が生活介護、それから、ショートステイ、それから、グループホーム等の福祉サービスの利用でございます。その中で、特に、グループホームの利用と、それから短期入所、ショート利用が非常に多くなってきているということで、増額というふうな形になっております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。  
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 33 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 33 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 休憩してもらえます。

議長（小林裕和君） 休憩。

12 番（山本幹雄君） パソコンが動けへん。

議長（小林裕和君） ほな、しばらく暫時休憩します。

午前 10 時 08 分 休憩

午前 10 時 10 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解いて、審議を続けます。

---

日程第 2．議案第 34 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 2、議案第 34 号、令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 3 ページ、30 款の 20 項の 30 目、普通交付金 7,000 万円やね。こ

の分についての説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えをいたします。

この普通交付金でございますが、県が算出した額で、当初予算を組ませていただきました。その額が令和4年度当初よりも6,200万円少ない額で提示がありましたので、その額を計上しておりましたが、実績見込みにより、7,000万円の今回補正をさせていただくということで、結果的には、令和4年度と5年度が似たような金額になってくるということで、県の算出した時点で、それがコロナの受診控えの数値が参考にされたのかなということで、ちょっと、ここの普通交付金と、それから併せて、歳出の部分で、同じように、保険給付費のほうで7,000万円の補正を組ませていただいております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第34号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第35号 令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）について

議長（小林裕和君） 続いて日程第3、議案第35号、令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 35 号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
議案第 35 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 4．議案第 36 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（小林裕和君） 続いて日程第 4、議案第 36 号、令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 13 ページ、地域支援事業費で 888 万 6,000 円と介護予防・生活支援サービス事業費の分で 731 万 6,000 円、この分についての説明、お願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） しばらくお待ちください。

お答えします。こちらの部分は、実績によるものなのですが、給付費が全体的に予想よりも、こちらが予定していたよりも給付が少なく、全体的にあります。それによって、ほかの部分についても予算を減額しておりまして、こちらの分もそのうちの 1 つです。

あと、入についても、関連する入は全て減額とさせてもらっておりますので、全体的に給付が少なかったということになります。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 同じページだと思いますが、7 ページで、居宅サービス給付費が大幅な減額になっているんですけど、事業実績に伴った、そういう予算の計上の仕方だと思うんですけど、実態としては、これ特に、何か、要因として考えられるものがあるのか、下の地域密着型介護サービス給付費については増えています。これも、その要因、実績に伴う数字ではありますけれども、考えられる要因がありましたら紹介ください。

[高年介護課長 挙手]

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えします。

こちら、今、議員おっしゃったとおり、実績によるものなのですが、地域密着型というのは、本当にデイサービスみたいな形で行ったり、泊まりもできたり、結構、いろんなことが応用がきく施設です。こちらは、結構利用される方が多いので、こういうふう増額となっております。

居宅介護サービスは、ちょっと、少なかった。全体的に少なくなっているうちの1つで、地域密着は利用される方が便利なので多かったということになります。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 便利なデイサービスなど、泊まりもできる地域密着型は、そういう要因で増え、それから、居宅サービスは、これは減ったという要因については、ちょっと、明らかにされなかったもので、もう一度、それがお尋ねしたい点です。

それで、地域密着型サービスの関係なんですけれども、今、国のほうが小さな、小規模のデイサービス事業をやられるところが、とても影響が大きいということで、閉鎖していく施設があるというような紹介というか、新聞報道があります。私の身近な地域でも、現実に閉鎖している施設があるんですけれども、そこらへんは、当局として、実態をどんなふうにとらまえておられるのか伺います。

[高年介護課長 挙手]

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えします。

地域密着型サービスは、在宅を、こちらは、町は推進している中で、本当に大切な施設になっております。ですので、利用は、これはケアマネジャーさんが決めたり、本人さん、ご家族さんの意向も反映するんですけれども、こちらが、ここが利用が少ないので利用してくださいということもできず、在宅介護を推進していく中では、これからも大切にしていきたい施設なので、今、ちょっと議員おっしゃった閉鎖しているところもあるということなんですけど、こちらとしては残していきたい施設です。

それと、居宅介護サービスも、こちらは、もっともっと利用していただきたい、施設入所よりも、この居宅介護サービスは、重要視している給付費になります。

ですから、こちらが、なかなか思うようにいかない、考えているようにはいかない給付については、なかなか、その方の状態もありますし、ケアマネジャーが決めて、必要なサービスを定めることなので、なかなか、こちらが思うようにはいかない。実績によるものとなります。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 当局は、そういう地域密着型も、地域の住民の利用しやすいように残したいし、それから居宅サービス給付も、それは介護保険制度ですから、本人と、それから、ケアマネとか相談しながら決めていきますので、行政が立ち入れないという、そういう仕組みがあるということは分かっているんですけど、そういう中で、なぜ居宅サービス給付事業が大幅に減額する。これは、従来とあまり変わらないんでしょうか。コロナの関係があったりしたりしたのかなと、訪問するのに、コロナの関係で、ヘルパーさんが訪問しづらかったり、いろんな情勢があったかと思うので、それ想像で言うてはあかんで、当局がどんなふうに具体的に、この補正予算をする上で、状況をつかまれているのか。

で、デイサービスをする宿泊もできる施設が、三河地域、具体的に言うと、病院が経営していた施設が閉鎖されているんですよね。それも、ちょっと、後から人伝えに聞いたりしたので、実際、利用してもらいたい施設が閉鎖されるというような実態があるということについても、どうなのか。ちょっと、そこらへん、具体的に説明をしていただきたいなと思ったんですけど。

[高年介護課長 挙手]

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えします。

居宅介護サービス給付費が減額となっているのは、先ほどおっしゃったようにコロナの影響というのもあります。コロナの影響では、全体的に給付が少なくなっているのは、コロナの影響が多く関係しております。

それで、地域密着型については、三河の地域密着型は閉鎖となっておりますが、そのところは、こちらが何ともできるところではありませんので、ケアマネジャーは、三河の地域密着型がなくても、近くで言うと南光地域の地域密着型をプランに入れたりとか、そういう形で対応しております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 36 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 36 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されま

した。

---

日程第 5. 議案第 37 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 5、議案第 37 号、令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 3 ページ、歳入の分で、分担金及び負担金の分が 1,005 万 7,000 円ですか、これ少なくなっております。この要因についてと、その下の使用料及び手数料が 3,357 万 4,000 円、これらについて説明してください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） お答えします。

まず、加入負担金のほうですけれども、こちらのほうは、当初予算、過去の例を見まして、かなり多く見積もっておりました。3 年ぐらい前の実績に基づいて、毎年上げていたんです。それで、まあ、実績に基づいて、減額というふうにさせていただいております。

それと、簡易水道使用料ですけれども、皆さん、ご存じのように、この 3 月 31 日をもって打ち切り決算となります。ですから、通常の 5 月の専決と同じような形で、4 月、5 月に料金収入が入ってきませんので、大幅な減額とさせていただいております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、3 年前のように上げておったということでございますけれども、その分が、今現在は、極端に、その、やっぱり 1 割ぐらい減ってきてこうなったということ。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） ええっとですね、その 3 年前ぐらいの実績というのが、その口

径の大きい分が、会社なんかの 40 ミリとか 50 ミリ、それがあつたんで、その負担金が全然高いんです。その分を見込んで、例年、同じような予算取りをしていたので、今回、実績で言いますと、13 ミリが 8 件ということで、250 万円ぐらいの歳入になっております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） そしたら、5 ページの一番上、8,524 万 3,000 円、この分については、どんなんですか。

議長（小林裕和君） 岡本議員、5 ページの一番上言うたら、簡易水道事業のん。

11 番（岡本義次君） うん、そうそう。8,500 万円。

議長（小林裕和君） 補正で、8,524 万 3,000 円の減額補正の件ですね。

11 番（岡本義次君） はい、はい、その件について。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） この 8,500 万円の減ですけども、全体の歳出の簡易水道事業費の減となります。それで、先ほども言いましたように、打ち切り決算ですので、見込みで、全ての科目を 5 月の時の専決を思っていたらいいと思うんですけども、それを見込みで、ずっと、もう、消耗品から何から、全部減にしていきますので、こういった金額になっております。

その中でも、現場管理費が 5,000 万円とかいうのは、電気代なんかが、大幅に減しておりますので、大きくなっております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 37 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第 37 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されま

した。

---

日程第 6 . 議案第 38 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 (第 4 号) について

議長 (小林裕和君) 続いて、日程第 6、議案第 38 号、令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 (第 4 号) についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本君 挙手]

議長 (小林裕和君) 岡本議員。

11 番 (岡本義次君) 5 ページ、事業費の中で、5,317 万 4,000 円、減になっておりますけれど、建設改良費の分と思うんですけど、これは、どんなんでしょう。

[上下水道課長 挙手]

議長 (小林裕和君) 古市上下水道課長。

上下水道課長 (古市宏和君) それでは、お答えします。

5,300 万円の減ですけれども、委託料 2,900 万円の減となっております。こちらのほうは、4 年度の予算を組むわけですけれども、その中で、内水のハザードマップ作成業務というのも 2,920 万円上げております。こちらのほうは、当初、その 4 年度の時には、ほかの補助事業が受けられなくなるということで予算化しておりましたけれども、実際、5 年度に入りましたら、そうではなくて、これをしなくても補助事業が受けれるということが分かりましたので、減しております。

それと、工事費負担金が 2,300 万円の減ですけれども、主にですけれども、緊急時の予算として 2,000 万円ほど置いております。それが、打ち切り決算で不要となりましたので、こちらのほうを減しております。以上でございます。

議長 (小林裕和君) ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長 (小林裕和君) ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 38 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第 38 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長 (小林裕和君) 挙手、全員です。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されま

した。

---

日程第 7. 議案第 39 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 7、議案第 39 号、令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 39 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第 39 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 8. 議案第 40 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 8、議案第 40 号、令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 歳出の 4 ページ、その中で、グループロジック運営費の中で、寝具等レンタル料が 30 万 5,000 円と、それから下の分も、25 万円ほど少なくなっておりますけれど、このレンタルについて寝具は、どこの業者が入ってやっておるのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 寝具のレンタルですけども、会社は神戸にあります小山株式会社で  
ございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） これ、そしたら、神戸から、わざわざ天文台へ持ってきよん。やり  
よんかいな、これ。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） そういうことでございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。  
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 40 号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
議案第 40 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されま  
した。

---

日程第 9．議案第 41 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 5 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 9、議案第 41 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計補  
正予算案（第 5 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 4 ページの基本的支出の分で、建設改良費 2,082 万 7,000 円、この  
分について、説明をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） それではお答えします。

こちらのほうですけれども、詳細設計委託料の不用額がありまして、それが 490 万 4,000 円。それと、水道管布設工事、加圧送水ポンプ更新等の不用額が 1,592 万 3,000 円。その 2 つとなっております。

また、その主には、入札減が 3 件ありまして、945 万 2,000 円の減。

それと、先ほどの特環でもあったんですけども、予備的な予算というのを置いておりますので、そちらのほうの減となっております。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 8 ページに、上から何番や、3 番、4、消火栓維持補修経費等ということで上がっておりますけれど、消火栓そのものは、平均的にすれば、どれぐらいもつというんか、で、交代するようになるんでしょうか。その分。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 消火栓の耐用年数の、ちょっと期間は分からないんですけども、実際、40 年たって、まだ、残っておりますので、40 年もつと。もう少しもつと思います。50 年、60 年とね。

ただ、どうしても、その器具自体が具合が悪くなったりするところがあるので、そういうところは補修しておりますけれども、以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 41 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第 41 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10. 報告第 1 号 兵庫県町土地開発公社の事業報告及び決算について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 10 に入ります。

日程第 10 から日程第 12 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

まず、日程第 10、報告第 1 号、兵庫県町土地開発公社の事業報告及び決算について、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、報告第 1 号、兵庫県町土地開発公社の事業報告及び決算につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、ご報告を申し上げます。

当公社につきましては、昨年 9 月に町定例議会においても、解散の議決をいただき、令和 6 年 2 月 2 日付で兵庫県知事より解散が認可されたところであります。

公社の令和 5 年度事業報告については、お配りいたしております令和 5 年度事業報告書及び計算書類のとおりでございます。

なお、解散に伴って、出資金は全額返還され、剰余金についても構成市町に分配される予定であり、当町への配分予定額は、出資金と剰余金合わせて 278 万円余りとなります。また、配分金は令和 6 年度予算において受け入れる予定になっております。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（小林裕和君） 以上で町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

---

日程第 11. 議案第 52 号 工事請負契約の変更について(味わいの里三日月改修工事（第 1 期）)

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 11、議案第 52 号、工事請負契約の変更について、味わいの里三日月改修工事（第 1 期）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 52 号、味わいの里三日月改修工事にかかる工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

味わいの里三日月の直売所、そば処の大規模改修工事につきましては、おおむね完了しており、今月末に完成予定となっております。

今回、精算による設計変更が完了いたしましたので、昨年 6 月定例会におきましてご承認いただきました本件の変更契約について、上程をさせていただくものでございます。

主な変更内容といたしましては、直売所の野菜棚の製作について、他の補助事業の採択を受けたため本工事から除外したことと、建具の仕様変更、電気設備や機械設備の変更、また、外構工事において舗装工事を追加したことなど、実績に伴う変更でございます。

変更額につきましては、現在の契約額 2 億 6,950 万円から 643 万 1,700 円を減額し、2 億 6,306 万 8,300 円に変更契約しようとするものであり、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長から説明がありましたけれど、若干、その中身的に変わりましたけれど、竣工日においては、全く変わりなしですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

工期については、変更ございません。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 52 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第 52 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午前 10 時 55 分とします。

午前 10 時 44 分 休憩

午前 10 時 54 分 再開

議長（小林裕和君） おそろいですので、休憩を解き、会議を再開します。

---

#### 日程第 12. 議案第 53 号 町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ場）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 12 に入ります。

議案第 53 号、町有財産の無償貸付けについて、おねみ滝谷オートキャンプ場を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 53 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

おねみ滝谷オートキャンプ場は、平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間 NPO 法人森のわんぱく冒険塾と無償貸付け契約を締結し、園児から小学生を対象に自然環境の体験を通して、「わんぱくでたくましく育てていく」をテーマに活動が行われてきました。

しかし、運営面においても、子供の受入れだけでは厳しい状況であり、一般のお客様の利便性をよくするために、町有地内にテントサイトを拡幅され、また、キャンプ場周辺の民有地をテントサイトにされるなどの改善を図られましたが、利用者数は令和 3 年度が最も多く約 3,400 人で、令和 5 年度は約 1,600 人と約 2 分の 1 以下となっております。

経営状況が厳しい中、無償貸付け期間の 5 年が終了するに当たり、NPO 法人森のわんぱく冒険塾と町、地元の三者で協議した結果、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間に限り契約更新をすることに決まりましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、貸付け物件の所在地は、佐用町奥海高下 920 番地 1 ほかでありまして、土地は 3,871.30 平方メートル、建物は、木造平屋建ての管理棟などで、床面積 246.58 平方メートルでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） この契約終わってから、この後の活用計画、利用計画、こういったものはどうなっているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今のところ、そういうものはありません。  
ただ、目的がキャンプ場であります。なかなか、この今の森のわんぱく冒険塾、ここが使用していただくまでも、使用者がなくて、そのまま、これまできたわけですけれども、なかなか、やっぱり、こういう施設を、それを使っていただける事業者、そういう方というのは、そんなにあるわけではありません。  
また、募集なり、そういうことでの利用については、公募なり、募集なりはしたいと思っておりますけれども、今のところ、全く、その予定はありません。

議長（小林裕和君） よろしいですか。  
ほかに質疑はありますか。  
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第53号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
議案第53号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13. 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 13 に入ります。

日程第 13、請願第 1 号、日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 動議を提出します。

ただ今、議題となっております請願第 1 号については、所管の委員会に付託し、審議することを望みます。

請願の審査は、佐用町議会の申し合わせではなく、議員必携に明記された委員会であるのが原則とする審議を求め、請願者の意向を直接説明する機会を与えることを、私は、求めたいと思います。

議長（小林裕和君） ただ今、平岡議員から請願第 1 号を委員会に付託するとの動議が提出されました。賛成の方はありますか。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） この動議は 1 名以上の賛成者がありますので、成立しました。

これより動議を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本動議を採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、少数です。よって、本動議は否決されました。

よって、会議規則第 87 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第 1 号を議題とします。

請願について、紹介議員の説明を求めます。13 番、平岡議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） ただ今、議題となりました請願第 1 号につきまして、紹介議員として、請願を配付されております内容について、朗読をし、説明に代えさせていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求める請願。

請願の趣旨は、広島と長崎への原爆投下から 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択され、2021 年 1 月 22 日に発効しました。現在、国連加盟の過半数に迫る 93 か国が署名、70 か国が批准、と着実に参加が増えています。11 月 27 日から 12 月 1 日、国連で第 2 回締約国会議が開かれました。「被爆国の日本はなぜ参加しないのか」と

被爆者をはじめとする世論と批判の声が高まっています。

唯一の戦争被爆国として、日本政府がただちに条約に参加することを求めます。

ウクライナ侵略でのロシアによる核使用の威嚇に続いて、イスラエルの閣僚から核兵器使用の可能性も「選択肢のひとつ」との発言が出たことは、使用も威嚇も禁じた「核兵器禁止条約第1条」に反する行為で、国際法違反です。軍事同盟が強化され、世界の分断を広げ、核戦争につながる危険がかつてなく高まっています。

気候危機が加速し、人類と地球の生存が脅かされている今、私たちは、軍事優先でなく、世界が、国連憲章と国際法のもとに連帯し、戦争を終わらせ、危機を乗り越えることを強く望んでいます。日本は、戦争放棄と交戦権否認を明記した憲法9条をもつことで信頼され、中東諸国とも関係を持ち、平和外交を通じて危機を乗り越える役割を担うことができます。

核兵器禁止を求める世論は大きく高まり、2024年1月26日現在、675の地方議会、全自治体の約4割、兵庫県では12議会、県内自治体の29%が、日本政府に条約参加を求める意見書を採択しています。第2回締約国会議に向けて、日本政府に条約参加を求める署名141万7,399人分が提出されました。この提出者であります団体で、県内で2万筆を集めています。

佐用支部も核兵器のない平和な世界を求め、毎年、広島原爆の子の像に地域の皆様の願のこもった2万羽から3万羽の千羽鶴を届ける活動を18年にわたり続けてきました。その上で、日本政府に条約参加を強く望みます。

兵庫県は、2017年に全会一致で非核平和宣言を採択しました。井戸前知事と全首長が「ヒバクシャ国際署名」にも署名しています。

それで、ここで、佐用町は、この3月議会で佐用町非核・平和のまちを宣言しました。これで、兵庫県は全ての自治体が非核平和宣言を採択することになりました。

また、平和首長会議に全市町、市町長が加盟していることとあわせて、大きな前進と言えます。

被爆者の平均年齢が80歳を超える中、1日も早い核兵器廃絶の実現へ、ぜひ意見書の提出をお願いしますという内容です。

請願項目は、日本政府は、核兵器禁止条約にただちに調印、批准し、唯一の被爆国として核兵器全面禁止・廃絶責務を果たすよう、意見書を提出してくださいという内容です。

よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

なお、本請願については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12番（山本幹雄君） 国連に軍隊はあるんですかね。

議長（小林裕和君） 平岡議員、ご答弁をお願いします。

13番（平岡きぬゑ君） ちょっと、分からないので、その点については、答えられません。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、山本議員。

12 番（山本幹雄君） 国連と国連憲章と、国際法ということなんですけども、国連憲章を履行を行使する機関はあるんですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国連憲章に…。ちょっと、質問内容を、もう 1 回、お願いできますか。

議長（小林裕和君） 山本議員いいですか、もう 1 回、お願いします。

12 番（山本幹雄君） 国連憲章とか、国際法を履行を行使する機関はあるんですかっていうことです。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） そういった内容については、その都度、国際的に会合が開かれてやっているというふうに認識しております。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 日本の場合、法律を犯したら、ここで言うと、国際法かも分からないのですが、この法律を履行するために、今、警察という組織があります。

国で言うたら、国連で言うたら、さっき私が言うた軍隊だと思っている。

その軍隊があるかないか分からなんだら、言うたら、警察がおるか、おらんか分からないのに、法律つくって、泥棒取り締まるって、どうして取り締まることができるのか、そこらへんを、ちょっと、伺いたいなと思う。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国際連合の内容について、お尋ねかと思うんですけど、ちょっと、十分に、その点については、準備ができていないんですけども、先ほど、言われたような内容については、国際的に話し合いをする場ですから、様々な事柄が起きた時に、それぞれの国で協議して諮っていくということです。

ですから、特別に軍隊であるとか、そういう機関が設けられているとか、具体的なことについては、ちょっと、正確な答弁はできませんけれども、国際的に、平和を維持するためにということで、つながっているものですから、はい。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） それであるならば、過去に、そういった話し合いで紛争を止められた実績があるのか。まあ、ないと思うけども。

例えば、ウクライナとか、戦後様々な紛争がありましたけども、それを国際法で、国連憲章で、どれぐらいとめることができたのか、あそこらへんを、ちょっと、ご提示願えれば。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 具体的な事例については、よく調査してお答えしたいと思いますけれども、戦争に発展しないように、世界各国が国連に集ってやっているわけです。

ですから、今、起こっている事象についても、もちろん問題があります。

でも、戦争に発展させないための話し合いが続けられているということで、私は、認識しているところなんです。

特に、請願者であります新日本婦人の会は、この創立の目的そのものが、創立以来、国連に対して、平和と核廃絶、女性の権利とジェンダー平等を目指して活動している団体です。

そういう団体から、長年にわたって、活動している上で、佐用町でも、ぜひ議会の議決を経て、今の政府に対して、唯一の戦争被爆国である政府に対して、条約に署名するように、そういうことを求めた請願ですので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 何のことか、さっぱり分からんままに、質問に対して何も答えないし、ただ、私も、戦争、実は大反対です。

私の、前も言いましたけど、母のお父さん、よく言えば、よく言えばじゃなくて、私のおじいさんは、戦争で亡くなりました。

私の母は、一人っ子だって、その後、母の母、おばあちゃんは、体が弱かったもので、おじいちゃんが戦争で亡くなった後、すぐ死んでしまうということは、うちの母は1人で苦勞して生きてきました。

だから、戦争は反対です。

しかし、反対、反対では、戦争は、現実には起こっているんです。

だから、私は、そういう意味で、もうちょっと、こう、真摯に答えてほしかったなと思います。

そこらへんも、私の質問に、まともに答えずに賛成してくださいと言われても、なかなか難しいかなと思うんですけども、もう一度、聞きますけれども、そこらへんの勉強もせずに来たんですかね。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ですから、あえて最初に申し上げましたように、こういった大事な意見書を政府に対して上げる上で、全員の皆さんが理解できるように、私も含めて、勉強させていただいて、納得の上で、意見書を上げるためには、やはり即決というような、運営の仕方には問題があると思いましたので、冒頭に申し上げましたが、皆さんの賛意が得られませんでしたので、即決となりました。

不十分な回答があることを、それに変わるわけではありませんけれども、納得して、皆さんと一緒に平和のために頑張っていきたいということで、山本議員の、きちんとした答弁になっていないという思いかもしれませんが、身内の方の戦争体験であるとか、そういうことをお持ちでありますから、ぜひとも、その平和について、政府に対して、この件については、問題ないと思うんです。ぜひ賛同をお願いします。

〔山本君「議長、質疑」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） この質疑ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 請願とは、そもそも請願者の代弁者だろう。請願の意味を理解して請願するんです。

請願の意味が理解もできていないのに、請願するとは、この議会に対して侮辱です。

この議会で審議する以上、それなりのことは、しっかり勉強して、頭に入れて、答弁できるような形でしていただきたいと思います。それが、当然だと思います。

まあ、質疑になりませんでしたけども、以上です。

議長（小林裕和君） ほかにありますか。

ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。反対討論はありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求

める請願に対し、反対の立場で討論をします。

核兵器に対しては、ないほうがよい。また、戦争も、あらゆる紛争もないほうがよい。そして、核戦争など、ないほうがよいのは決まっている。

しかし、現実、アジアで、ヨーロッパで、中東で、アフリカで絶えず紛争、戦争が起きている。こんな状況を踏まえ、国際法はどうなっているのか。国連はどうなっているのかと考えるが、よく考えてみれば、国連、UN、United Nations の常任理事国が中心となって紛争、戦争を起こしているという事実も誰も否定できない。

もっとよく考えれば、「国連」とは何か、UN、United Nations を日本は、国連と訳しているが、もともとは、第二次世界大戦中、日本と戦う連合国のことで、その後、紆余曲折の中、現在の UN、国連と訳している。United、国連とは、統合とか団結という意味で、Nations は、国民とか民族等の意味で、日本に勝つために、各民族が団結したということである。

もともと、日本を守るための機関ではないということ、よく覚えておく必要がある。

訳し方で、いかにも世界中の中立の立場で対応する機関と勘違いをされている方もいるが、もともとの成り立ちは、日本を抑え込むための機関で、一般的に、そのように言われている。

そんな中、日本国政府は、日本国の国民の生命財産を守る義務がある。(聴取不能)、世界各国で紛争、戦争が起きている。現実を見れば、誰も否定できない。そして、一番頼りにされている国連の常任理事国がいつも先頭に立って紛争、戦争を起こしている。

今も常任理事国のロシアが武力でウクライナを攻撃している。以前、ウクライナの一部を武力で取り上げた時、国連が何か機能しているのかと言えば、全く機能せず、今もロシアが侵略したままである。

そのような国連、国際法を頼りに、日本国の国民の安全と安心を守るというのであれば、あまりにも非現実的で、世界の情勢に無知としか言えない。

もっと言えば、国連、UN の常任理事国がウクライナだけでなく、我が国、日本を攻めてこない、誰も言えない。それだけ、緊張感、危機感を持って、国民の安全性に気がつかうのが政治の務めである。それが悲しいことに、敗戦のどさくさの中、我が国の一部、竹島を韓国に実行支配されてしまい、取り返すこともできずにいる。悲しい現実である。

そして、また、日本の南の領土、尖閣も、他の常任理事国に狙われている。どうして、国連が国際法で日本を守れるというのか。もしかしたら、国連が日本の領土を侵略するかもしれないということである。

まあ、国連軍などないから、国連が攻めてくることはないが、国連軍の名を借りた常任理事国が侵略してくることは、想定しておくことは必要である。

我が国の国民の生命財産を守ると、はっきり言い切れるのは、日本の自衛隊でしかない。

軍隊を持たない国連軍が、平和をどうやって守るというのか。守れるわけがない。

そんなことを言っている国は、世界広しと言えども、全ての国は、自国で自衛隊を持ち、自国の国民の生命財産に領土を守るため戦う。

アメリカとは相互協力及び安全保障条約を結んでいるので、日本のために戦ってくれるとは思いますが、基本は、日本国が、まず、戦うということである。日本が、まず、日本を守るという姿勢を見せるべきである。

先日、自衛隊の一等陸佐の方の話を聞く機会に恵まれ、話を聞いた。その陸佐は、中国という国は戦争はしないで、勝ち取ろうとするとされていた。まさに、孫子の兵法のいうところの、戦わずして勝つということ。戦って勝ったとしても、それなりのリスクが生じる。戦わずに勝つことが、最善の法であると孫子は言っている。

中国は、日本に対しても圧力はかけ続け、日本が音を上げるのを待つ。そこで、圧倒的

な武力、核兵器で圧力をかけ続ける。その圧倒的な武力、核兵器に対するため、その圧倒的な武力を日本側は放棄できない。そのことを、日本国を守るという政治の務めである。

それとも、私たち、佐用支部及び新日本婦人会の皆さんが本部なのかとは思いますが、竹島を取り返し、尖閣での緊張を取り除き、責任を持って国民の生命財産を守る。核兵器なしで、私たちが守ると言い切れるなら、我々も安心し、何でも放棄し、何でも推進し、批准をすと言えるが、そんなことは誰も言えない

その根拠を、エビデンスを誰も示せない。

そして、中には、侵略されれば、すぐに万歳をし、負ければよいと言われるが、ただ、かの国では、ジェノサイド、民族、民族浄化が問題になっている。

先日の情報では、かの国、14億の人口の富裕層は、実は4,000万でしかない。あとは、チョメチョメであるとのこと。

アメリカは、ドイツの代表的なメーカー何社かの輸入を止めるという。チベットやウイグルでの過酷な労働を強いられた人々がつくったアルミを使用しているということのことである。

戦わないのもいい。武器を放棄するのもいい。ただ、現実を見た時、ジェノサイドの問題等に、どう対処できるのかというのか。

未来永劫、子供たち、孫たちに、子孫に、どんな思いで暮らせというのか。我々が、今、よかったらよいのではない。未来永劫、子供たちのために、安全で暮らせる国をつくり続ける不断の努力をしなければならぬ。そう考える。

そうした時、簡単に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書には賛成できません。反対討論とします。以上です。

議長（小林裕和君） 賛成討論はございますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求める請願に、賛成の立場から討論します。

2017年7月7日に採択され、21年1月22日に発効した、核兵器禁止条約は、24年1月現在、全世界で93か国が署名し、69か国が批准しています。

一方で、アメリカ、ロシア、中国、フランス、イギリス、インド、パキスタン、イスラエル、そして北朝鮮の9か国は、22年6月現在の推計ですが、1万2,720発の核弾頭を保有しています。

ウクライナ侵略を続けるロシアは核の威嚇を繰り返し、ガザ攻撃を激化させるイスラエルの閣僚は、核の使用を選択肢と発言するなど、世界は核兵器を巡り緊張を強いられています。

23年9月にインドで開催された、G20首脳会議は、その首脳宣言で、「核兵器の使用又はその威嚇は許されない。」と表明し、この宣言をロシアもアメリカも受入れ、採択しています。この禁止条約と、条約を生み出した力が、核兵器使用の手を縛っていることは確かです。

しかし、唯一の被爆国である日本は、いまだに署名も批准もしていません。被爆者の皆さんは、もちろんのことですが、被爆地である広島、長崎の市長も怒りの声を上げ、核兵器禁止を求める世論は大きく高まり、日本政府に条約参加を求める意見書は、全国で676

の地方議会で採択され、兵庫県下でも 12 議会が既に採択しています。

唯一の被爆国である日本が、いまだに署名も批准もしていないというのは、世界的に見ても恥ずかしいことです。

日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求める請願を、本議会において、採択することを強く求めて賛成討論とします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本請願についての討論を終結します。

これより請願第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

請願第 1 号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、少数です。よって、請願第 1 号は、不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第 14. 請願第 2 号 佐用町における早生樹施業に関する請願

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 14 に入ります。

日程第 14、請願第 2 号、佐用町における早生樹施業に関する請願を議題とします。

会議規則第 87 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、請願第 2 号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。10 番、廣利議員。

〔10 番 廣利一志君 登壇〕

10 番（廣利一志君） 早生樹施業に関する請願についての説明をさせていただきます。議会の皆さんの賛同をいただきたく、説明させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、早生樹、ユーカリの脅威、リスクについてでありますけれども、東京農工大の先生方の説明も聞かせていただきました。主には、発火性、油分、土壌、水を吸い上げる機能が非常に強く、ほかの植物に被害を与える。あるいは、毒性、こんな点について、脅威、リスクがあるというふうに思っております。

東京農工大の先生方の説明は、発火性については、人為的であると。あるいは、オーストラリアなどの乾燥地で極端に降雨量が少ないところだという説明がありました。油分についても、杉、ヒノキと同じであると。その他、土壌、水、毒性についても、脅威、リスクがあるというふうな形では言われませんでした。

脅威、リスクに対しての東京農工大の説明、私は、およそ科学者としての立場、教示から、甚だ遠いものであったと。実証実験の段階にあり、この地で合う品種については、いまだ、どの品種が適しているか。究明の段階であり、あたかも、脅威、リスクがないかの

説明は全く的外れと言わざるを得ません。

鹿の食害のない品種と言いながら、食べられてしまった事実が示しているとおりであります。

この地に植える品種の脅威、リスクがないことを、まず、示すべきです。

協定案の開示につきまして、3者、佐用町、ジャパンインベストメントアドバイザー、東京農工大による共同事業であることは分かりました。それぞれの役割、資金分担を記した協定書の開示は依然、時期未定であります。

ユーカリの伐採時期にも、当然、協定書に明記し、3者が共同事業の当事者であることを明記すべきです。

住民説明会の開催について、具体的な地名を上げ、必要な資料、ユーカリの樹種、脅威、リスクを示すものなどを準備の上、該当地区の住民の納得と理解を得るべきだし、不安の解消に努めるべきです。

そもそも、今回の署名、1,600人余りの署名をいただきました。皆さんの思いの中には、学校跡地活用での失敗例が多く町の不安、懸念を招いていること、大切な事実であることを、我々議員は心にとどめて、であるからこそ、署名簿に署名された方々の不安解消のために、先ほど、触れましたユーカリの脅威、リスク、協定案の開示、住民説明会を、我々議会議員の皆さんの説明会を議会として、当局に求めていかなければならないと。そのことが、まさに、この議会、求められているというふうに思います。

議員の皆さんの請願への賛同をお願いいたしまして、早生樹施業に関する請願についての説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君） 本請願に対する紹介議員の説明が終わりました。

なお、本請願については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） 本請願に関しては、千名以上の署名が集まっていることかと思いません。

今後の佐用町の森林環境、そして、自然環境の重要な方向性を確認する上で、この議場で、公平公正に議論すること大切なことかと思えます。

本請願の願意を正確にくみ取り、適切な判断を下す必要がありますので、質問させていただきたいと思えます。

まずは、紹介議員の廣利議員の請願への思いをお伺いしたいと思えます。

議員必携には、請願の「紹介」とは、請願の内容に賛意を表し、議会への橋渡しをすることである。請願の内容に賛同できない議員が、その紹介議員となることは許されないのは、当然であると書かれています。

先ほどの説明の時にもありましたけれども、廣利議員は、紹介議員として、この請願に賛同しているという理解で間違いはないのか、そこの部分について、最初にご確認させていただきたいと思えます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 賛同しております。間違いありません。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

それでは、請願者の西播磨の環境と景観を考える会について、お伺いしてもよろしいでしょうか。

廣利議員は、3月8日に、町が開催した説明会の時も、この西播磨の環境と景観を考える会の資料を入り口前で配って、その中で活動されていることだと思うんですけども、設立時期、目的、そして、構成されている方について、どのような知見を持っているような方が所属されているのか、そして、これまでの活動実績、そういったようなことをお伺いしてもよろしいでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 設立時期につきましては、明確ではありませんけれども、と言うのは、このユーカリに関する勉強会等を重ねてきたというところが、まず、ありましたので、代表を決めたというところが、1月の下旬ぐらいではなかったかなというふうに思います。

知見を有した方ということでもありますけれども、どういうメンバーかということですが、詳しくは、山の仕事に従事されている方とか、あるいは、地域で里山整備という形で関わられている方とか、そういう方が中心になりますけれども、木材を加工する仕事に従事されている方、あと専門家と言われる方、大学の先生方にも、折々に参加をしていただき、アドバイスをいただくというふうな形を取っております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） すみません。活動実績について、ちょっと、お伺いしたんですけども、その部分についても、回答お願いできますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 少し触れましたけれども、このユーカリについての勉強会というのを、当然、内部でも、あるいは広く呼びかけてもするという形をやってきておりますし、

3月2日には、町民の皆さんに呼びかけをして、勉強会を開催するという形を取りました。

また、当然、その森林の再生ということについては、会の皆さんは、当然、そのことについては、強い思いがあります。森林を再生していくということについては、危機感もありますし、思いがあります。ですから、そういう取組をされているところについて、先進地への研修というようなことも考えて、勉強会の中では取り上げてやっております。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

次に、署名を集められた手法に関して、お伺いします。

一人一人、詳しく情報を伝えた上で、署名活動をされたのでしょうか。

それとも、チラシのみを配布して、集めるような形だったのでしょうか。

署名活動の中、署名の紙にも要望を伝えると書いてあります。記者会見を開いた後に、署名を、これから集められるという時の話かと思うんですけども、新聞の記事で請願を出すというようなことが書かれていたと思います。なぜ、要望を伝える時に、陳情など、ほかの方法もありますけれども、請願という形になったのか、その経緯につて、お伺いできますでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 請願の経緯と、しっかりと、これは宛先が議長の宛先になっております。

だから、我々は、我々というのは、この議会議員 14 名は、これからの学校跡地活用のほかの例と違いまして、ユーカーという木が、この地に残されてしまうことを、やっぱりイメージをしながら考えていく必要がある。それぞれの議員に、今、どういう立場を取るんだということが問われているというふうに思いますので、まあ、署名のされた皆さんの思いを、しっかりと受け止めていただきたいなというふうに思います。

で、署名のありようですけども、それは、しっかりと、当然、何の目的でということ、話をされて、署名を集められたというふうに思います。

議長（小林裕和君） ほかに質問ございますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） まず、お尋ねするんは、広葉樹と、それから、今の植樹した場合、どちらが CO<sub>2</sub>をたくさん吸うんかが 1 点。

それから、2 つ目は、

議長（小林裕和君） 岡本議員、1問ずつにしてください。質問は1問ずつにしてください。

11番（岡本義次君） ほな、それに答えてください。どちらがCO<sub>2</sub>を吸収するんが多いのですかということが1点。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） これは、その樹種によってというか、むしろ、きちんと、山の整備をしていくところのほうが、大きいというふうに思います。

近隣では、宍粟市がJ-クレジットという登録を始めて、CO<sub>2</sub>の吸収という形、今ある山でやろうとしています。

町長が言われる、カーボンニュートラルですけれども、これは、今に始まったことではなくて、既に、もう10年前から、その取組は、県下の先進地の養父市とか朝来市、あるいは、岡山県とか鳥取県では、もう既に、10年前から始まっておりまして、樹種というところでは、そんなに大きな差はないのではないかな。むしろ、間伐等の手入れをしていくところのほうが大きいのではないかなというふうに思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） そりゃ、手入れをしなければならいんでしょうけれど、私が思うには、その手入れが、だんだん、だんだん、年いって、できなくなっているような状態になっております。

ですから、そのもう1つの点につきましては、ユーカリと広葉樹は、その山の、どう言うんですか、保水力いうのか、岩とか土を抱きしめて、下へ崩落せんと、それは、どちらのほうが有効なんですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 保水力というところからすると、今ある広葉樹のほうが、断然、大きいというふうに思います。

議長（小林裕和君） ほかに。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、金澤議員。

6番（金澤孝良君） 森林再生については、同じ、よくしなければならないということは、

十分に、この会の方も思っておられるようですけれども、ちょっと、早生樹ということが、  
標題になっているんですけれども、早生樹もセンダンやヤナギなど、いろいろたくさんあ  
るんですけれどもね、特にここで、なぜユーカリに限定をされているのかどうかというこ  
とを、ちょっと、確認したいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 我々が、ユーカリに限定というか、それは、当局が、今、進めよう  
とするのがユーカリであるから、早生樹のユーカリをということでされるのであるなら、  
先ほどの説明でもさせていただきましたように、要するに、リスクがあるところについて  
は、大学の先生たちも具体的に挙げておられますので、そこについての、きちんとした説  
明が、まずあって、その危険性リスクがないということ、佐用町の植えるユーカリで示  
していくというところが、まず、必要ではないかなと。

だから、拙速に、今、佐用町で、何品種か植えてありますけれども、その分についても、  
そのリスクについては、明らかにされていませんので、そこを、まず、示してから、やる  
べきではないかなというふうに思います。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） ユーカリは駄目だということなんですけれども、早生樹について、  
ユーカリも早生樹なんですけれども、実証実験で、かなりいろんな、今、何百種類とある  
部分の中でやられているわけなんですけれども、仮に、ユーカリが全然駄目だということにな  
ったら、別の早生樹を選択されるわけなんですけれども、ここではユーカリについての反  
対をされているということで、ご理解を、私のほうはしておきます。

それから、ユーカリの植栽については、実証実験してみなければ分からないというところ  
があるにも関わらず、駄目だということを、非常に強調されているわけなんですけれども、  
この実証実験を拒む具体的な根拠があるのかどうかということもお聞きしたいのと、  
それから、実証実験中に、

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） はい。

議長（小林裕和君） 1 問で、分かりやすく。

6 番（金澤孝良君） ああ、そうですか、これで一旦、どこだったかな、実証実験をしてみ  
ないと分からないと思いますが、それは、どうでしょうか。

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 当然そうだと思う。

だから、実証実験をしっかりとやって、リスク、脅威がないということを、まず、示すべきだと。

要するに、その例えば、5品種か6品種か分かりませんが、佐用町で植えるという品種、今、植えている分も含めてですけども、その品種のリスク、脅威を明らかにして、住民説明会を該当地区でやるべきだというふうに思います。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

委員（大村 隼君） すみません。先ほど、金澤議員が聞かれた、その前の時に、もう一度、金澤議員が聞かれたんですけど、その中で出た、「我々」という言葉、この主語が、ちょっと、議員、議会とかを指しているのか、この会を指しているのか、ちょっと、分からなかったなので、その部分について、ちょっと、分かるように、今後、発言してもらえるように、お願いできますでしょうか。お願いいたします。

議長（小林裕和君） 廣利議員よろしいですか。今の。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

委員（大村 隼君） 先ほどの我々というのは、何を指していたんでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） これ議長宛てですので、意味としては、議員一人一人ということで言ったつもりです。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） 先ほどの、金澤議員の質問の中で、実証実験のほう、答弁のほうで、実証実験はしてもいいというふうな発言に取れたと思うんですけど、廣利議員、それによろしいんですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） ユーカリを、このまま進めて行くということであるなら、まず、実証実験をされて、それで、その分のその品種の危険性、リスクについては、しっかりと示

していただきたいということです。

議長（小林裕和君） ほか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） ですから、実証実験を、これからやるんですから、やっぱり、やってみなければ分からないところが、たくさんあると思うんです。

で、実証実験して、やりますよね。その害があるとかないとかいう判断は、東京農工大学の先生方は害がないということで、実証実験も、我々…、我々と言いますか、町当局もやられているし、これからもやっていく予定なんですけれども、そのことについては、害が、実証実験の面積なんて、ごく僅かなんですよね。実際に害があるかどうかというの、全く分からないと思うんですけど、そこらあたりについての認識はどうなんですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） ですから、300 本とか言われていますけれども、あるいは、これから、今年度、新年度ですか、5 ヘクタールというふうに言われていますので、その実証実験というのは、その分の品種について、しっかりと脅威、リスクを明記、明らかにすべきだというふうに思います。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） ということは、実証実験はやってもいいじゃないかというようなことを理解できるんですけど、それは、それで、私の認識でよろしいでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） だから、大規模植栽について、その5ヘクタール、仮にするとすると、そこで、しっかりと、賛同、理解、納得を町民の人にとっていただきたいということでもあります。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、山本議員。

12 番（山本幹雄君） ちょっと、先ほど、大村議員が言われた時、個々なのか、誰なのか、

我々いうのは、誰なのか言うた時に、僕、私、聞き違えたのかも分かんけど、廣利議員は、議員個々いうふうに答えたいふうを感じたんですよ。

佐用町は、議会としては、これは了承されているんです。議員は、了承したんです。しましたよね。昨年9月に議会で提案して、あっこを貸すと、その中で、そういうことも散々議論した中で、議会は了承したんだから、我々がいうのが、議員個々だったら困るんであって、私にから言ってもらわないと、議会が決めたことを、議員が個々でみんな、我々言われると、議会が決めたことを否定したことになるんですから、とんでもない話なので、そこらへんは、ちょっと、発言は、今度から自分というふうに直してもらわんといかんなと思います。以上です。

議長（小林裕和君）           ほか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君）           はい、廣利議員。

10 番（廣利一志君）           その点で、ちょっと、触れます。

ちょっと、これは思い返していただきたいんです。昨年9月の議会、始まる時に、どういう説明、議長から、議事進行があったかと。

だから、その議案の中身は、利神小学校跡地を貸すかどうか、無償貸付けするかどうかだと、そのことに限定するかのような話でした。

私は、4つの項目が、これ表裏一体だから、このことも、しっかり議論すべきだという話をしましたけれども、学校跡地活用という形で進んだ経緯がありますし、議事録にも、そういうふうに乗っておりますので、あえて、そういう形で言わせていただきました。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君）           山本議員。

12 番（山本幹雄君）           提案はそうです。提案は、確かに、あそこを貸し出す。提案は。

しかし、その審議の中身、また、利神小学校のことで、地元で説明会もされています。あの説明会はちゃう、去年、地元でやった説明会は何だったのかと。まさか、私の後ろにおられる方は知らないとは言わん。ねっ。知っているはずですよ。

説明会も開いた上で、提案はされたわけ。

それを、今さらになって、あれはあれだけだった。それは、通りません。

議会として、散々、そういうことは協議してきたわけですから、確かに、提案はそうですけれども、その提案の中身というものは、そういう部分で触れて来たから、それで、私たちは了承したと思っていますから。それを、今さら、いや、それだけだったと言われても、私は、ちょっと違うと思います。はい、以上。

議長（小林裕和君）           ほか、質問ございますか。

〔廣利君「いや、今のことについて、ちょっと、触れさせてください」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君）           はい、廣利議員。

10 番（廣利一志君） この場の議場は、やっぱり、議長の裁量で議事運営もされているし、議案の中身を4項目、要するに、学校跡地に限定するという話があったわけですから、それは、やっぱり、議論がされたからという話にはならないと思います。

議長（小林裕和君） ほかに、質問ございますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） ユーカリのことの質問に返ってよろしいでしょうか。

今、ちょっと、話が9月議会のことなんかになったりしよんやけども、僕も認識としては、全て、最初5項目あったけれども、ジビエについては、ちょっと、準備ができないからやめるということで、4項目について、了解しながら9月議会の貸付けは賛成したように、僕は、認識をしております。

おそらく、ほかの議員もそうじゃないかと思うんですけどもね、それは、それで、また、もし、意見があったら、後ほど言ってください。

先ほどの続きの質問なんですけれども、僕のほうも、いろいろと考えておりましたので、ちょっと、質問、最後の質問にさせていただきます。

ユーカリの脅威を、この文章を、いろいろ見せていただきました。ユーカリは、本当に危険なんだということ、かなり強調して書かれております。本当に、このことを、本当に、自信を持って書かれていると思うんですけども、根拠というのを、しっかりと、僕、見せていただきたいと思うんです。日本のどこかで、同じような、こういう事象があって、大変なトラブルになっているというようなところがあれば、具体的に教えていただければそうかなということもあるんですけども、おそらく海外のどこかで、火事についても、何でもそうなんですけれども、危険な事象、そういったものが、国内であるかどうか、ひとつ、もし分かればお願いします。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 近隣では、例えば、私が調べた限りでは、姫路の市内で、もう大正時代からユーカリが植えておられます。大木になってはいますが、それは20数本ですから、我々が…、私が考える脅威、リスクという形には、それはならないと思いますけれども、国内では、大規模な植栽というのは、行われていないと聞いています。

ですから、具体的な事象としては、海外の事象が、これは、国内の先生方、大学の先生方を中心に、危険、脅威があるということは、これ言われていますので、そのことに対する東京農工大の先生方の明確な、それに対する反論というのは、なされてなかったというふうに思います。

議長（小林裕和君） お諮りします。12時が来ようとしています、このまま会議を続行したいと思いますが、それにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、このまま、続行をします。  
ほかにご質問ございますか。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） いろいろな脅威について、お調べになられているということなんですけども、先ほど、姫路市内で 20 数本という事例を挙げられました。

やはり、我々も同じような気候風土の中で、国内での事例ということで、こちらで、ちょっと調べましても、この近い兵庫県内でも、淡路島にも事例があると、それが大体面積で 10 ヘクタール、40 年前から栽培をされていると、それについて、関係者の方のお話を聞きますと、全く、当然、生態系に悪影響を及ぼしてもないですし、危険脅威もないということなんですけれども、よく似た事例、佐用町が 6 年度は 5 ヘクタール、次年度は 10 から 15 ヘクタールの実験ということなので、そういったのが、非常によく似た事例で、環境に影響がなかったというようなことは、私でも調べられたんですけれども、そのへんの認識だったり、調査はされましたでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） ユーカリの品種が 600 種類とも 700 種類とも言われています。

国内では、例えば、松山と浜松がユーカリの一大生産地です。これは、山に植えるという形のものではなくて、園芸用として出荷されています。

で、確かに、今、淡路島のケースの場合は、コアラの餌なのかなというふうに思いますけれども、その 600 種、ないしは 700 種、あるいはもっと多いとも言われています。

そしたら、その品種が、どんな脅威が、リスクがあるということについては、明らかにしていけないと、やはり、その 600 種、700 種あるものと一緒かどうかということについては、これは、分かりませんので、まず、具体的には、佐用町で植えられる、あるいは植えておられる品種、植えようとする品種についての毒性を含めた危険性、リスクについて、明らかにすることが大事なかなというふうに思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ございますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） 先ほどから、防災上の脅威とか、生物多様性の問題なんかも、請願の理由に上げられております。これらについては、諸説あり、金澤議員のほうも話をされておりましたけれども、反対と同じ数だけ肯定の分が意見があるように思います。

特に、インターネットなんか見ますと、本当に賛成も反対も多数ありますし、中には、

フェイク動画のようなものであります。

今回の要望に対する町の回答書を見させていただきました。

また、これまでのやり取りも交わされた回答書も見限り、学識経験者の肯定意見も多数あって、少なくとも、実証実験程度の規模なら、十分に安全を確保できるのではないかなというふうに感じております。

この点に関して、町の回答に対する会のお考え、どのようにお考えなのでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 繰り返しになりますけれども、たくさんの品種がありますので、その今、植えられている分から、まず、始めていただいて、どういうリスク、脅威があるんだと。

あるいは、鹿の食害がないというふうに言われていましたけれども、大半が食べられてしまったというふうなケースがありますので、それは、やっぱり、その品種ごとに、そういう形を、たくさんの品種がありますので、明らかにして、リスクがないということを示すべきかなというふうに思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） まさに、それを実証実験で示していただきたいなというふうに思うんですが、かなり丁寧な回答書のほうがありました。

考える会の皆さんの説明会のほうも参加させていただいたんですが、こうした回答書の内容については、あまり触れられていなかったように思います。

また、こうした回答書が、せっかくあるんですから、説明会の参加者や署名された方にも、こうした説明の内容を提示する必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、どのように対応されているんでしょうか。今後、どのように対応されるんでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 当然、見ております。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） すみません、この町からの回答書を、署名された方とか、説明会に来られた方に、それこそ、情報発信をする責務があると思うんです。そういうことは、されているのかという質問と、今後は、どうされるんでしょうかという質問なんです。お願いします。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） それは、当然、危険性リスクというところだけではなくて、東京農工大の先生方が、こういう説明であったということは、当然、伝えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） 説明会の内容でも、あまりなかったですし、署名された方に、お一人お一人、お家まで伺いして、説明をされているんですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 方法は、いろんな方法があると思いますが、勉強会に参加されている方、あるいは、その後、電話等で教えてほしいという方であった方、あるいは、今、SNSのほうで、報告をさせていただくというふうな形を取らせていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 質問の中で、説明を会のほうに求めるような質疑が出ましたけれど、この請願の趣旨からして、進めようとしているのは町です。ですから、住民のいろんな疑問に対して、情報提供する責任は町にあると思います。

先日、3月8日の日に説明会がありました。

けれど、一切、口頭というか、また、スライドでもしたけれど、それは、知的財産だから、それはもう、公表できないというか、そういう形でもありましたし、一切、書類的なもの、説明的なものもありませんでした。

あれをもって説明が済んだと、理解しているということのほうが、私は、問題だと思いますので、請願にあるように、会のほうに説明を求めるのではなく、町として、責任を持ってやろうとしているんですから、町の説明が必要だと思います。

私は…

〔山本君「誰への質疑ですか」と呼ぶ〕

13 番（平岡きぬゑ君） 請願者に対する質疑です。

〔山本君「請願者にする質疑じゃないです」と呼ぶ〕

13 番（平岡きぬゑ君） そう、私は思います。

〔山本君「違いますよ」と呼ぶ〕

13 番（平岡きぬゑ君） ので、

議長（小林裕和君） 請願者に対するご質問ですね。

13 番（平岡きぬゑ君） 請願者に対して、説明責任は、私は町にあると、私は、議員として  
思っておりますから、はい、どうお考えですか。

〔山本君「これ、どう見ても違うで」と呼ぶ〕

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、廣利議員。

10 番（廣利一志君） おっしゃるとおりでして、我々が進める事業ではありませんから、  
進めようとしている当局があるわけですから、一人一人の議員が、しっかりそれを、言っ  
てみれば、二元代表制というのは、そのためにあるわけで、しっかりと、我々、この場合  
は、議員一人一人です。チェックしていくということが問われているのかなというふうに  
思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） すみません。質問の途中で、ほかの方の質問が入ったので、元に戻  
りたいと思うんですが、丁寧な回答書をつくっていただいております。

この間、説明会がありましたけれども、それは、さようチャンネルのほうで放映される  
という予定を聞いております。

先ほど、平岡議員のほうからも話出ましたけれども、せっかくであれば、町当局のほう  
に、ちょっと、確認をしたいんですけれども、この回答書のほうも、ホームページなりで、  
町のほうのホームページなりで、一問一答のような形で、ちょっと、詳しく書かないとい  
けないとは思いますが、なるべく、町民皆さんに分かりやすいように、載せていただい  
たら、一番それが皆さんの不安を払拭する一番の方法だというふうに思うんですが、今後  
の、どのようにお考えでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 確かに、今回の件で、町民の皆さん、不安にお思いの方、たくさ  
んいらっしゃると思いますので、議員、おっしゃられたとおり、回答させていただいた内  
容にはなるとは思いますが、ホームページのほうに掲載し、いろんなリスクや脅威に

対して安全である。具体的な数値とか、科学的な根拠を持ってお示ししてまいりたいというふうに思います。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、千種議員。

9 番（千種和英君） 先ほどの廣利議員の答弁についてでございます。

今回も実証実験ということですので、賛否両方の意見、いろんなところの情報を集めて、また、住民の方々1,000名を超える方が賛同されているということで、私も、当然、両方の意見を常に集めるようにさせていただいております。

会の方が開催された説明会にも参加をさせていただきました。先ほど、答弁の中に、いろんな SNS 等を活用して、情報を発信させていただいてますという話だったんですけども、その説明会の会場内で、今後、いろんな情報を流すので、こちらの LINE グループに登録をしてくださいというお話がありましたので、当然、皆さんが活動されているご意見も頂戴したい。また、経緯も頂戴したいということで、登録をさせていただいたんですが、残念ながら返事がない。また、その後に、そういった方を、町民の皆さんに対して、そういった意見を発信されている会の方に、直接お会いしてリクエストをしたんですけども、そういった情報もくださいということ、口頭でもお伝えしたんですけども、情報がいただけない。その情報の発信が偏っているというようなことはないですか。都合のいい情報を、都合のいい方だけに流しているというような現実はないでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） もし、そんなふうに取りられるようでしたら、気をつけていきたいと  
思いますし、できる限り、幅広い、できるだけたくさんの町民の皆さんに発信をしてい  
きたいというふうに思っています。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、山本議員。

12 番（山本幹雄君） まず、さっき、平岡さんのあれは、質疑ではないし、加古原議員も、  
当局に聞いたらあかん。議会のルールは、きちっとせないかん。そういうこともあるし、  
ただ、もうちょっと言うと、当局は、常に提案はしますよ。で、提案して、聞くのは、我々、  
質疑します。これ当たり前です。

で、こういうものをします。はっきり言ったら、今回だったら、木植えますいうだけで  
すわね。木を植えますという提案したら、これがいいか、悪いかは、質疑で、いろいろ聞  
いたらいいんです。だから、聞いたらいいし、どういう問題があるのかというのは、聞い  
たらいい。これは、当局がするんじやのうて、こっちが聞いたらいい。

ただ、そこで答える義務があるということで、先日、情報センターで、わざわざ東京から  
来てもらって、それから、また、ウェブ会議でしました。

じゃあ、その時に、どれほどの質問をされたかということ、実は、私、ずっと聞いておっ

て、もうちょっと、いろいろ聞けよと思うんですけど、質疑と言うより、自分たちの意見だけを述べておるように感じたんです。

ほとんど、何か、危険性がどうのこうのとか、散々言いながら、そこで突っ込んで話するのかと言うと、そうでもない。

大規模だ大規模だって、大規模が何を指すのかも分からないし、ただ、点在して植えるわけであって、1か所に植えるわけでもないし、そうなれば、本当に、それが大規模と言えるのかと言ったら、それは全く違うし、そういった中で、何の質疑を、この人たちがするのかと、それで、まともに質疑できないのに、また、質疑せい、いや、質疑じゃない、説明が足らんって、こっち側、ずっと、はっきり言って、長いこと座っておって、ケツ痛かったんですけど、もうちょっと、きちっと説明した上で、それでなおかつ説明してほしいというんだったら、まあ、聞いていてもそうかと思うけど、質問自体も言わせてもらえば、悪いけど、何が危険か分からんような、答弁のほうは、きちっと答えられていましたから、もうちょっと、こう質問もきれいにされた中で、質疑し、今日みたいな形で請願が出てくるなら分かるけども、あの時に、私たちが感心するような質疑もない中で、請願して、はいそうですかと、佐用町議会では、去年の中で、はっきりして、もう結論は出ていますから、そういうことを、ちょっとこう、質疑なのか、意見なのか分かりませんが、ちょっと感じますね。

これ、私が言うところの質疑じゃないで、いかんのんかも分かりませんがね。

ごめんな、請願者にな、もうちょっと、本当に、きちっと、質問できんのかと。

議長（小林裕和君） あ、今のご意見の中で、町当局に参考意見として、議員が判断する参考意見として、意見を求めることはできますので、

〔山本君「それはできる。だから、あっこはしたよと、そのことはいいんだよということなんです。元々は、そうではなしにな」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） それだけ、ちょっと、申し伝えておきます。

〔山本君「それは、了解」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） ほかに質疑ございますか。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3番（幸田勝治君） この請願の内容なんですけども、ユーカリの大規模な試験植樹には反対します。その大規模言うて、佐用町の山の面積が2万4,000ヘクタールあって、昔から植えられている杉やヒノキが1万2,000ヘクタール、そのうちで、このユーカリの、僕は、微々たる分で、試験植樹のと思うんです。そういう点で、その廣利議員が、ユーカリの大規模な、その大規模な、その基準を、ちょっと、教えてもらいたいんです。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） これは、動物も、それから、植物も一緒ですけれども、外来種を持ってくるということについては、過去のいろんな例が、たくさん、日本の国内に、現実にたくさんあります。

〔幸田君「規模のことを聞いているんです」と呼ぶ〕

10 番（廣利一志君） 現実に、たくさんありますので、これは、5ヘクタールも、その意味では大規模だというふうに思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田議員あるんですか。

3 番（幸田勝治君） 僕、僕言うたらおかしいんですけれども、全然、微々たる試験と思うんですけれども、これを大規模と。大規模言うたら、やっぱり、町民も、それこそ不安を抱えるんじゃないかと思うんです。本当に、町当局としたら、小さい面積から、とりあえず試験的にやってみよう。廣利議員も、とりあえず、その実証実験には参加、OKということで捉えたんですけれども。

議長（小林裕和君） 質疑、何を聞こうとされているのか、それだけ明確にしてください。

3 番（幸田勝治君） 僕は、その全然、今の面積では、大規模じゃないと思うんですけれども、その廣利議員の、その大規模の、その今の見解、はっきり聞きたいと思います。

議長（小林裕和君） 廣利議員、もう一度、お願いします。

10 番（廣利一志君） 繰り返しになりますけども、外来種を持ってくる場合には、これは、庭先に植えるというのではなくて、5ヘクタールとか。来年度には、令和7年度には10から15ヘクタールという形になっていきますので、これは大規模になっていくというふうに思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 先だって植えた分が、鹿とかうさぎに食べられてしまったということでございますけれど、ユーカリの中で品種が多くて、その鹿とか、うさぎに食べられない品種のユーカリというのはあるんでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） それは、まあ、あの、私も調べてみましたけれども、そもそも、今ある、その日本の国内にある植物も、例えば、10 年前には鹿が食べなかったというものも、食べているということがあったりします。

それから、何度も繰り返しになりますけれども、品種が 600 種類とか 700 種類とか言われていますので、鹿が食べないというふうに認識があって、共通理解があったんだけど、実は、食べ始めたというふうなこともあるのではないかな。これから、そういうことは、多分、あるのではないかなというふうに思います。

議長（小林裕和君） 皆さんに、お願いします。

請願に対する質疑ですから、あまり、横道にそれないように、焦点を絞って質問してください。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 落葉樹を、そのまま落葉樹のほうがよいということで言われておりますけれども、落葉樹も昔は 15 年、20 年スパンで、シイタケの原木にしたり、炭を焼いたり、また、まきにしたりしておりましたけれど…

議長（小林裕和君） 岡本議員、請願に対する、先ほど言いましたように、請願に対するあれなので、

11 番（岡本義次君） そうじゃ、言いようがな、また。

議長（小林裕和君） いや、落葉樹云々というのは、請願には何もありませんから。

11 番（岡本義次君） ですから、まあ、聞いとって、

〔山本君「もうちょっと、聞いたげて」と呼ぶ〕

11 番（岡本義次君） 聞いて。

それで、人が、体ぐらいの太さになって、そのまま放置しておくということでございますけれど、それが、みんなが、そういうことが個人的に山の専門家じゃなけん切ったりすることができなくなっておりますので、そのまま放置しておいて、そんな状態で放っておくということなんでしょうか。

議長（小林裕和君） 廣利議員答えれます。

10 番（廣利一志君） 今ある木のことかなと思うんですけど、それは、今ある木は、そのままのままであっていいとは思っておりません。

それは、今、ユーカリのことが、当面の問題というかなっていますけれども、森林の再

生ということでは、結局、そこが手つかずになっているということについては、問題ですので、やっぱり先進地とかについて、私も含めて学んでいかないといけないと。で、何ができるかということについて、今ある山のこと、手をつけていくところについては、大至急、急いで、やっていく必要があるというふうに思います。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 請願の内容について聞かせていただきます。

千名を超える町民の方も賛同されている方もいらっしゃいます。

最初に請願の説明をされた時に、感情的なことも多かったんですけども、きっちりと文章で出て来ている請願事項ですね、これも議会で審議をしておりますので、その文言、4つの請願事項が出てきております。

それについて、具体的に質疑をさせていただいて、我々も判断の材料にしたいと思っております。

まず、1点目が試験植樹（実証実験）の具体的な計画を早急に明らかにすることとございます。この点につきましては、以前から当局のほうにも計画を出してくださいということ、ずっとおっしゃられているんですが、当局側からは、まだ、場所も決まっていないということなんですが、当然、我々も、町民の方も心配をされておりますので、出させていただく必要があるかなと思うんですが、ちょっと、確認なんですけれども、この早急という文言ですね、言葉尻を拾うわけじゃないんですけれども、早急だから、今すぐ出せとおっしゃるのか、当局が、どこで植えようという、どこにどれぐらいの面積を植えよう。今まで、何回か聞いていましたら、1回に5ヘクタールじゃなしに、ちょっと分散するような答弁もございました。その点については、どのように。計画ができた時点で明らかにしていただければ納得いただけるのかということなんですけれども、いかがですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 結局、その、なかなか、これ大変なんですけれども、全ての計画、要するに、ユーカリを植え始めました。

JIA に対する、その国の補助金が、今のところ、5年という形になっていきますので、そうした時に、ユーカリを受けたけれども、その後、JIA が撤退してしまうという可能性もあるわけなんですけれども、そういう、その事業開始、要するに、伐採時期も当然、明記するような計画というのが必要だというふうに思います。

それから、早急というのは、当然、実証実験もありますから、だから、その計画案というプランを示さないままに、例えば、今、出ているのは5ヘクタールとか、あるいは7年度に10から15ヘクタール、あるいは、育苗ハウスを利神小学校運動場、あるいは福吉のブルーベリー園の後というようなことが、次から次へ、そういうことが出てくること、その計画案を示さないままに、そういうことが進んでしまうことが、ちょっと、やっぱり危惧をしております。

だから、そうならないうちに、やっぱり計画案を示してほしいと。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） その部分なんですね、我々も、当然、住民の声を聞きまして、こういった計画を早急に明らかにしてもらいたいということには賛同しようかと思うんですが、先ほど、言いましたように、実証実験についての計画を明らかにしてほしいということなんですが、それが育苗ハウスになったり、その後のことになったり、こちらが誠意を持って、当局に要求をしていこうとしていることから、どんどん、どんどん広がってくる。この請願の文章からすると、文章で、我々が判断するのは、実証実験に対しての計画を明らかにしてもらいたいということなんですから、そのあたり、請願の文章と感情的な思いがかけ離れているので、我々もすごく審査がしにくいところなんですけれども、そのへんは、どのようにお考えでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） まあ、そんなふうには、取られてしまうのは残念ですけども、まあ、実証実験というのがありまして、そのことについて、今、何と言われましたかね。

9 番（千種和英君） それ以外のアクションについても全て盛り込んで明らかにしないといけないのか。

10 番（廣利一志君） まあ、結局、その実証実験ということをやるという形で、先ほども、ちょっと、触れましたように、全体の計画案が出ないままに、進むことが、それは、ちょっと、我々…私は心配しております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） すみません。我々は、あくまでも、この請願に出た文章に対しての判断をするのであって、ちょっと、やっぱり、そのへんが違うのかなというのが、この後、皆さんの判断なんですけれども、私自身は、そう感じました。

そんな思いを込めて、あとの2、3、4にも、ちょっと個別に確認をさせていただくんですが、2つ目としては、JIA 社と東京農工大学が参加する住民への説明会を早急に開催することとございます。これについては、3月8日に説明会を開催されましたので、これも議会のほうで、ちょっと調べさせていただいたんですけれども、請願というのは、今からお願いすることが請願であって、これは、もう既に完了していることと捉えさせてもらったらいいいんですかね。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 6月22日にも説明会がありました。

それで、今回、3月8日の説明会もありました。このこと自身は、6月22日の説明会が終わった後、今後、説明会はしませんということでした。

だから、その意味では、3月8日にされたことは、これは町民の皆さんからしても、これはいいことだというふうに思いますけれども、しかし、先ほど、山本議員の話がありましたように、質疑が偏っているというか、一方的な主張というか、のようにとられたということでもありますから、まあ、まずは、要するに、具体的な地名、該当地区を示して、それからの説明会というのが、本来の説明会ではないかなというふうに思います。

それで、できたら、6月22日の説明会であったように、一問一答というのは、ああいう形で、説明会がされますと、結局、肝心の説明会、話が、質問ができないままに終わってしまったという反省がありますので、それは、我々が主催しないので、今後、される場合には、該当地区で具体的な地名を上げながらやってほしいということと、一問一答というのを、もうちょっと、やっぱり、考えた説明会にしてほしいという思いです。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） これもそうですね。やっぱり、事項で、文章になっていることと、やはり、その思いとが違っているのが、非常に判断をしにくいのかなというふうに思います。

当然、その地区のことになりますと、1つ目にありました実証実験の具体的な計画というところに上がってこようかと思えます。それに関しては、当然、計画が上がった時に、次の段階の中で、住民の方が心配に考えられるのであれば、そういったことも必要なのかなとは思いますが、この2番での説明会というのは、先日の説明会が条件的には満たしているのかな。

これが、反対意見があり、納得できないから、説明会をということであれば、これ未来永劫、説明会が終わることはないというような形にも取れますので、ちょっと、そのへんの、この請願に出されている内容と思いというのが、またこども、ちょっと違うのかなというふうに思いました。

そして、3点目です。住民説明会の前に、事業計画書を提示することとございます。これ、当局のほうに、何度も、これも要求されていますが、事業計画書は、まだ、ないんですけどいう回答があるんですけども、どのような計画書、それも、住民説明会の前にという文言なんですけれども、この文言を審査するに当たって、これ、どのような計画書を想定、ないものを想定されているんでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） ないものを想定しているのではなくて、それは、やっぱり、できるだけ、全計画の分かるものを示してというところでもあります。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） すみません。そしたら、計画書は、今までと、いろいろやり取りがあつて、まだ、できていないという中でした。ちょっと、当局のほうに確認をさせてください。

町当局においては、令和3年12月に佐用町森づくり基本条例を制定し、基本理念、町の責務、森林所有者、町民、事業者、それぞれの役割を規定し、循環型林業の推進を謳っておられます。

基本方針についても、同年策定した森林ビジョンにおいて、具体的に示されているところであります。

ただし、個別の事業実施については、町当局の責任と判断に委ねるところで、現実的には、今定例会の予算審議の中で、議会に諮られるものと解釈しております。

今回、令和6年度当初予算で町有林活用計画策定費として500万円が計上されております。これにより具体的な計画が明らかになるのではないかと期待しておりますが、この点は、どのようにお考えでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

予算計上させていただきます500万円に関しては、この実証実験の経費というわけではなく、今、町有林化を進めていく上で、取得した山林、町有林の整備であったり、早生樹の施業も含めてですけれども、そこに行くまでのアクセスの道路整備であったりということに充当したいというふうに考えております。

今回の、その実証実験に関しましては、NEDOの事業であればJIAさんが費用を負担されますし、東京農工大学の実証実験も、わずかですけど、0.1ヘクタール、今年度実施したもので、もう1回植え直そうということを考えてます。そちらについては、東京農工大学の予算のほうで執行されますので、町の財政負担は実質かかかっていないというところなので、予算的には、なかなか見えにくいところがあるかも分かりませんが、ただ、その実証実験なりに、町としてサポートしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） もう1点、当局のほうに、これも確認させてください。

途中の質疑の中で、大規模っていう捉え方ということに関して、やはり、ちょっと、見解の相違があつたのかなという中で、事業計画書を出しなさいというところなんです、議会の基本条例において、町の基本方針にかかる重要な計画で、5年以上の計画期間があるものは、議決事項となっているため、大規模な事業実施に当たっては、中長期的な事業計画を策定した上で、議会に諮られるべきと考えます。

今回のユーカリの実証実験は、そのレベルにないことから、議会には諮られてないと推察しますが、実証実験を経て、町内の人工林を早生樹施業に切り替えるという判断をした場合には、当然、佐用町森づくり基本条例に則り、町民の理解の推進を図る必要があるかと思われまます。

また、同条例で規定する森林ビジョンにおいても、早生樹施業の事業化を明示する必要があるのではないかと考えます。このへん、規模感なんですけども、やっぱり大きくする、大規模でしたりする時には、当然、それ議会に諮られる必要があるとは思いますが、このへんについての見解はいかがでしょうか。

[農林振興課長 挙手]

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

長期な計画ということでございますので、もちろん、林業自体が長期な事業になってまいります。なので、それを全て町民の皆さんには、当然、こういったことを進めますというご説明はさせていただきたいとは思っておりますが、正直、議会の議決までは思っておりませんでした。

ただ、その中で、今後、やっていく上で、やっていく上というか、実施計画をつくるに当たって、本当に、何の知識なり実績もない事業に取り組もうとしておりますので、まずは、実験をして、何ができるのか。何ならできるのかということをはっきりと示さないと、事業計画の全体も、当然、立てられないと思っております。その、まだ、入り口に立っている段階だと思っておりますので、実証実験させていただきながら、当然、環境に悪いことを、我々が実施するわけにはまいりませんので、そういったことは、まず、行いませんということを申し上げて、必要に応じて、その都度、説明なりをさせていただきたいというふうに思っております。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 計画の議決というのは、これは、特別な場合を想定しないと、通常は、町の長期計画、総合計画とか振興計画、こういうものは議決事項です。

ただ、それぞれの事業については、当然、大規模、そういう事業を進めている上では、予算を伴います。予算を上げた中で、予算審議として、そうした事業の内容というものが審議されるわけです。

それで、大規模という、これはやはり、通常世間一般的に、今、森林というものの状態捉えれば、現在、杉やヒノキが、今、1万2,000ヘクタールという数値に上がってきております。前回の東京農工大学の先生方も大規模という影響が出るようなものというのは、やっぱり何万ヘクタールとか、そういうものであればという話もありました。

だから、いっぺんに、そこに全部、集中して、全面的に、そういうものを、1つのものを植えていくというのは、これは影響が出る可能性がある。

それから、竹田先生って、廣利議員も言われるような専門家だと言われるんですけども、その環境の関係の先生方のほうも、やはり、大規模に植えれば、そうしたものの影響はあるだろうということをおっしゃられますよね。

ですから、通常、山の面積に加えて、例えば、何回も、私、説明しましたけれども、800ヘクタールという、1つのこれから、持続的な形で、例えば、ユーカリをバイオマス燃料として使用しながら、それを、また、再生をしていくという、そういう事業として、発電事業として、ユーカリを、これから持続的に行っていこうとした時に、約800ヘクタールぐらいが大きくなって、また、切って、また、大きくなっていくということを考えると要るんじゃないかと。この800ヘクタールというのも、私は、今の杉やヒノキと比べて、当然、そんなに大規模なものを、変化が、佐用町の山の中で、変化が起きるものではない。それも1か所に800ヘクタール植えれば、そこは、その状態として、かなり大きな影響があるという可能性もありますけれども、当然、その考え方というのは、先ほど、廣利議員は、5ヘクタールでも大規模だと言われますけれども、少なくとも、そういう規模でないということで、そういう、その計画については、今言う、大きな、町として、今の森林をユーカリに全部するわけじゃないですけども、ユーカリに全部行って行って、2,000ヘクタールとか、町有林として考えているものをやろうとした時に、これは、当然、大きな予算も伴います。その時には、ちゃんと、予算として審議いただき、予算が確定しないと、これは事業としてできませんから、逆に。まあ、そういう形で、これから進められる、議会としての審議はされるのではないかなと思っております。はい。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） すみません。元に戻ります。

文言でです。

4点目の請願事項が、議会においては、佐用町、JIA社、東京農工大の三者による「共同の計画」を慎重に審議し、ユーカリ植樹計画の撤回を求めることを議決されんことを要望しますということで、議会に対しての、こういった請願なんですが、「慎重に審議をし、植樹計画の撤回を議決されん」と文言ではあるんですが、議案として提出をされていない限り、審議をすることも、否決をすることもできないというふうに考えるんですけども、紹介議員としては、この文章をどのように解釈をされているのかをお伺いします。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） こういう機会、要するに、請願を出すことによって、しっかり、それぞれの議員が、このユーカリ植樹の件について、見解をもとにし、そのことについて、議論をしていくという、議論を深めていくということが、まず大事ななというふうに思います。

それで、確かに、これ議案は出ておりませんし、その中から、やっぱり、問題点が、皆さんの共有となれば、今後、そのユーカリ植樹の件について、危険だし、リスクがあるという認識のもとに、それは、議会の意思という形になってくるのではないかなというふうに思います。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） この請願事項4つ読み上げさせていただいたのが、当然、我々も、先ほども言いましたように、町民の方々も注目されています。決して、軽く扱うつもりがないので、こんなことを言わせていただいているんですが、調べましたところ、やはり請願というのは、仮定するものに対して、何かをどうこうしてくれというのは、請願としては成り立たないということでした。

先ほど、議員言われましたように、審議であったり、議決という言葉があること自体が、これは、請願の文章として成り立たないというのが、僕、調べた結果なんですけれども、せっかくなので、請願をして、こういったことをお願いするのであれば、もうちょっと、このへんも、きっちりと、ルールに則った文章で請願をされたらどうかなと思うんですけども、このへん、どのようにお考えですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） ご指摘の点については、そういう、もしかしたら慎重さが足りなかったかなというふうに思いますけれども、先ほど、ちょっと、触れましたように、議会で議論をして、それぞれの議員の意思というのを、はっきりさせていくという形が、まあ、必要だというふうに思いましたので、こんな時間が早急に取りたくないということも、まず、ありました。で、請願という形になりました。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ちょっと、この4つ目に関しては、ちょっと、私も心配しております。

今、千種議員も確認しておりましたけれども、ちょっと、長くなりますけれども、確認させていただきます。

請願は誰でも意見を伝えられるという思いを実現するために、誰でも、子供でも、大人でも、日本人でも、外国人でも、1人でも多人数でも紹介議員が紹介してくれれば、日本語の文書でなければならないなどの一定のルールはありますけれども、提出できるものです。

議会で内容を修正することはできません。

採択に関しては、法的拘束力はありませんが、政治的、道義的な責任があります。

地方自治法では、議会は最高意思決定機関ということになっています。

令和5年4月の地方自治法の改正でも、第89条に明記されるようになりました。

一般論として、お伺いしたいんですけれども、最高意思決定機関である議会の構成する議員が、審議する前から、反対賛成の立場を決めておく、そして、それを約束するというのは、政治倫理的には許されないと思います。

何が、どんな話がかかっているか、どんな条件で出るかも分かっていないような状態で、賛成反対を予め決めて審議する。こんなことが許されるはずがないと思うんですけれども、どうですか。

〔廣利君 挙手〕

10 番（廣利一志君） 具体的なテーマ、審議事項について、取り上げているわけですから、今回の場合は、ユーカリ植樹ということですから、これは、明確にやっぱり、意思を表明していくということは大事だというふうに思います。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ちょっと、心配が払しょくできなかつたんですけども、もう、予め、これが、例えば、それで決まっているんだったら、これ審議する必要もなるというふうな話になってしまうと思うんですね。これ、一般論の話だったんで、一般論的な話をお伺いしたんですけども、これに関しては、それに該当しないというお考えだということだと思うんです。

でも、私は、例えば、先ほど、予め決まっていると、そういうような状況で審議する。質疑の時間も格好だけ、討論の時間だって格好だけ、格好だけで審議する時間、議会というものを、私はもう、これ信用できひんと、そういうふうになると思います。

最初にお伺いした限りは、この請願に関して賛同するということですので、そこについて、結構心配しています。

請願に関してですけども、請願を出した人たちは、誰が権力を持っているとか、そんなことは分かっていなくてもいいわけです。最高権力を持っていて、執行者とか、意思決定者とか、そういうのを知らなくてもいいんですね。子供でも、誰でも出せるんだから。だからこそ、紹介議員が必要になっていると思います。

請願されれば、出されれば、採択するか、不採択にするか、どちらかということに、結果としてなるとは思うんですけども、先ほど、お話しましたけれども、議会では内容が修正できません。つまりは、紹介議員のあなたしか、出る前に修正できなかったということです。

出す前にできたのは、紹介議員だけなんだから、そこについて、ちょっと、曖昧な状態で出したんだというのは、それはどうなんですか。責任としては、どのようにお考えなんですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） いや、曖昧な立場で紹介議員になったつもりはありません。だから、意思表示は、しっかりと請願者の方と同じ考えで紹介議員という形になりますね。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番 (大村 隼君) この4の文章を読む限り、議会においては、佐用町、JIA、東京農工大の三者による「共同の計画」を慎重に審議し、ユーカリ植樹計画の撤回を求めることを議決されんことを要望します。こういうふうになっています。これは、最初に、もうここで、今、話をして、撤回を求めることを、ここで決めたら、ねっ、その後、審議するのは、もう格好だけという形になると思うんですね。

これについて、実は、私自身は、その請願者のこと、請願者の方は、もう本当に、全然、こういうもので要望を上げてくるということについて、全然、許されていると、僕は考えています。それは、結局、誰が出しているのかということですが、誰でも出せるという、そういう部分ですが、まあ、まさに、こういう要望を伝えていただいた、そういう懸念を伝えていただいたということに関しては、もう感謝しかないと思うんですが、少なくとも、私が思うのに、これは、廣利議員は、政治倫理的に不採択になると分かっていたんじゃないかなというふうに、そういうふうに思えてならないんですが、そういう観点に関しては、どのようにお考えでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長 (小林裕和君) 廣利議員。

10 番 (廣利一志君) これ、どういうふうに答えていいのか分かりませんが、最初から不採択ということは考えておりません。

議長 (小林裕和君) ほかにありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長 (小林裕和君) 加古原議員。

8 番 (加古原瑞樹君) 長時間、ちょっと、質疑が続いているんですが、ちょっと、この、今、審議している4つの請願事項があると思います。こちらのほう、当局に対する要望と議会に対する要望が混在しております。この内容で一括して採決するのは難しいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長 (小林裕和君) ここでしばらく休憩します。

午後00時45分 休憩

午後00時46分 再開

議長 (小林裕和君) 休憩を解き、会議を再開します。

本案件の採決方法については、議会運営委員会に諮問したいというふうに思います。

本席より議会運営委員会委員長へ議会運営委員会の即時開催を求めます。

会議は、これより休憩をしたいと思います。

再開は、1時5分とします。それまで、休憩をします。

午後00時47分 休憩

午後01時00分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、審議を再開します。  
議会運営委員長に報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長（加古原瑞樹君） 休憩中に議会運営委員会を開催し、請願第2号の取扱いについて、協議をさせていただきました。  
その結果、討論は一括で行い、請願事項の項目ごとに採決を行うことが妥当であるとの結論に、全会一致で至りましたので、報告します。

議長（小林裕和君） 議会運営委員会の報告を踏まえ、請願第2号の採決については、まず、一括で討論を行い、請願事項の項目ごとに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。  
よって、請願第2号は、一括で討論を行い、請願項目ごとに採決を行うことに決定しました。  
それでは、本請願に対する質疑を再開します。  
質疑はありますか。  
ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔反対討論なし〕

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 反対討論はなかったんですけども、賛成討論のほうをさせていただきます。

佐用町における早生樹施業に関する請願に賛成の立場から討論します。

現在、進めようとしている早生樹施業は、利神小学校跡地を無償貸付けする JIA 社と東京農工大と町が共同で町有林にユーカリを植樹するものである。

佐用の山林の現状を見ると、このままで駄目であることは確かなことであると思う。既に、伐採期を迎えていながら、放置されている山林の木を伐採し、新たに植林する必要は誰しもが認めることであると思います。

管理もされず、放置されている山林を植林してもらうことは、非常にありがたいことではあるが、戦後、国が植林を推し進めた杉やヒノキの現状を見ると、植林する樹種は慎重に検討するべきであると思います。

ほとんど唐突に近い状態でユーカリを植えると言われても、ほとんどの町民は、外来種であるユーカリが、どのような木であるか、コアラの餌になるということぐらいしか知識がありません。

8日に説明会が開かれましたけれども、レジュメもなければ、資料の用意もない説明会でした。これでは、前代未聞の説明会と言わなければならないと思います。

当日、西播磨の環境と景観を考える会の皆さんを中心に、多くの皆さんが質問されましたけれども、一問一答を盾にして、質問は制限されていました。

一方、東京農工大の先生方の答弁には、多くの時間が使われていました。あれでは、一問多答だという声を、参加者の多くの方から聞きました。

西播磨の環境と景観を考える会だけでなく、多くの町民の皆さんがユーカリの植樹に対して不安と疑念を抱いていることは確かです。

多くの学者や研究者も山林火災や土砂災害などの防災上の脅威、絶滅危惧種などに対しての生態系の崩壊を懸念されています。

海外の事例ではありますが、ブラジルの大規模植林により、現在、熱帯雨林の地であるブラジルでも、水の枯渇により川が干上がり、大飢饉になっている事実も報道されています。そのほかでも、エチオピアやポルトガルなど、多くの国でユーカリの大規模植林による被害が報告されています。

幸いにも、日本では、まだ、そういう被害の報告がないかもしれませんが、だからと言って、安心はできません。まだ、日本では、それほど大規模に植えられたところがないし、まだ、それほど年数がたっていないからかもしれません。

いずれにしても、少しでも危惧がある以上、外来種であるユーカリの植栽は慎重にするべきです。

人口の1割以上の皆さんの署名は、大変重いものがあります。試験植樹にあっては、具体的な計画を明らかにすること、事業計画を提示すること、議会においても慎重に審議することを求めて、請願に対する賛成討論とします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより請願第2号を各項番号ごとに採決します。この採決は、挙手によって行います。

請願第2号、項番号1、試験植樹（実証実験）の具体的な計画を早急に明らかにすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、請願第2号、項番号1は、採択と決定しました。

続いて、請願第2号、項番号2について採決します。この採決は、挙手によって行います。

請願第2号、項番号2、JIA社と東京農工大学が参加する住民への説明会を早急に開催することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、少数です。よって、請願第2号、項番号2は、不採択と決定しました。

続いて、請願第2号、項番号3についてを採決します。この採決は、挙手によって行います。

請願第2号、項番号3、住民説明会の前に事業計画書を提示することに賛成の方は、挙

手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、少数です。よって、請願第2号、項番号3は、不採択と決定しました。

続いて、請願第2号、項番号4について採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

請願第2号、項番号4、議会においては、佐用町、JIA社、東京農工大の三者による「共同の計画」を慎重に審議し、ユーカリ植樹計画の撤回を求めることを議決されんことを要望しますについて、採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

請願第2号、項番号4に賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、少数です。よって、請願第2号、項番号4は、不採択と決定しました。

以上で、請願第2号は、一部採択と決定しました。

---

議長（小林裕和君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日3月20日から24日まで、本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、3月25日、月曜日、午前9時30分より再開しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後01時08分 散会

---